

水質汚濁防止法の改正に伴う説明会



平成24年5月
大分県生活環境部 環境保全課

～本日の説明会の概要～

- ◆水質汚濁防止法とは？
- ◆水質汚濁防止法改正の背景について
- ◆改正水質汚濁防止法の主なポイント
- ◆構造等の基準について
- ◆改正に伴う手続きについて
- ◆その他
- ◆質疑応答



マナーモードに御協力ください。

水質汚濁防止法とは・・・？



<目的>

- ・国民の健康を保護するとともに生活環境を保全する。
- ・工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合に被害者の保護を図る。

上記の目的のために、「工場等から公共用水域に排出される水の排出及び地下浸透水の浸透の規制」や「生活排水対策の実施の推進」を行い、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止をするための法律



改正の背景 (その1)

- 平成元年の水濁法改正により、事業者に対する有害物質の地下浸透禁止に関する規定が整備されたところであるが、昨今の調査によって、工場又は事業場からのトリクロロエチレン等の有害な物質の漏えいによる地下水汚染事例が、毎年継続的に確認され、その中には、事業場等の周辺住民が利用する井戸水から検出された例もあることが判明。

(累計事例数)

| 年 度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|-----|-----|-------|-------|-------|-------|
| 事例数 | 974 | 1,049 | 1,123 | 1,187 | 1,234 |

工場・事業場が汚染原因と推定される汚染事例の推移

- これらは、事業場等における生産設備・貯蔵設備等の老朽化や、生産設備等の使用の際の作業ミス等による漏えいが原因の大半。

改正の背景 (その2)

- 地下水は都市用水の約25%を占める貴重な淡水資源。一方、地下水汚染は、地下における水の移動経路が複雑であるため、原因者の特定が難しく、自然の浄化作用による水質の改善が期待できないこと等から一度汚染すると回復が困難。



地下水汚染の未然防止のための実効ある
取組の推進を図る必要

汚染原因等の実態 ①

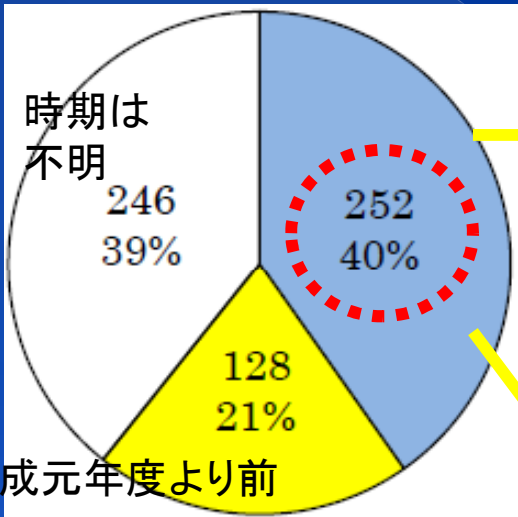
地下水汚染の原因施設等まで特定又は推定できた事例の特徴について

(平成20年度末までの事例:環境省調べ)

平成元年度以降に汚染原因となった行為

等が終了した事例がある(約4割)

(ここでは「平成元年度以降終了事例」)

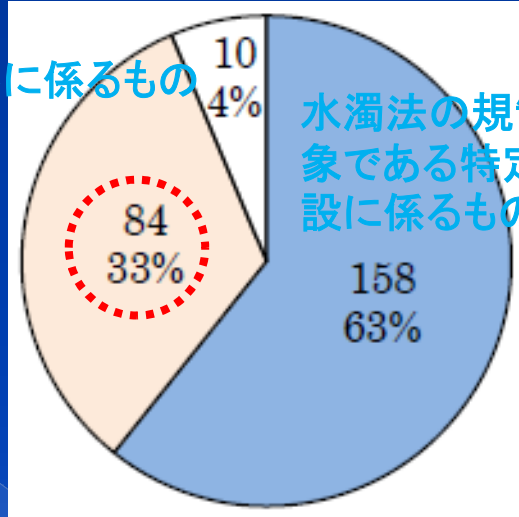


平成元年度以降
終了事例

(地下浸透規制
制度等が導入さ
れた平成元年度
以降)

汚染原因行為等の終了時期
(汚染水の地下浸透)

・地下浸透規制の対象とされてい
ない施設からの汚染事例がある
(約3割)



施設以外に係るもの

特定施設以外
の施設に係る
もの

原因施設等の種別

- ・事業場等の周辺住民が利用する井戸水から検出された例がある
- ・工場等の敷地外に地下水汚染が広がっていた事例 (うち約4割(38.9%))
- ・周辺の井戸水の飲用中止の指導を行った事例 (うち約3割(29.4%))

汚染原因等の実態 ②

地下水汚染経路について

(平成20年度末までの事例：環境省調べ；平成元年度以降終了事例について)

多くの地下水汚染の事例は、事業場等における生産設備・貯蔵設備等の老朽化や生産設備等の使用の際の作業ミス等、**意図しない状況で地下に浸透**した結果によるものと推定される

◎ 漏えいの原因 (漏えい場所を特定・推定できた95か所の事例から)

- ＞ 施設・設備に係るもの
 - ・ 設備本体に附帯する配管部のつなぎ目・パッキン等の劣化・破損
 - ・ 廃液等の貯留設備・保管容器の劣化・破損等
- ＞ 作業に係るもの
 - ・ 設備の操作ミス
 - ・ 有害物質の不適切な取扱い
 - ・ 通常の作業工程中の漏えい (したたり落ち等)
 - ・ 溶剤や廃液等の移し替え作業時の漏洩

汚染原因等の実態 ③

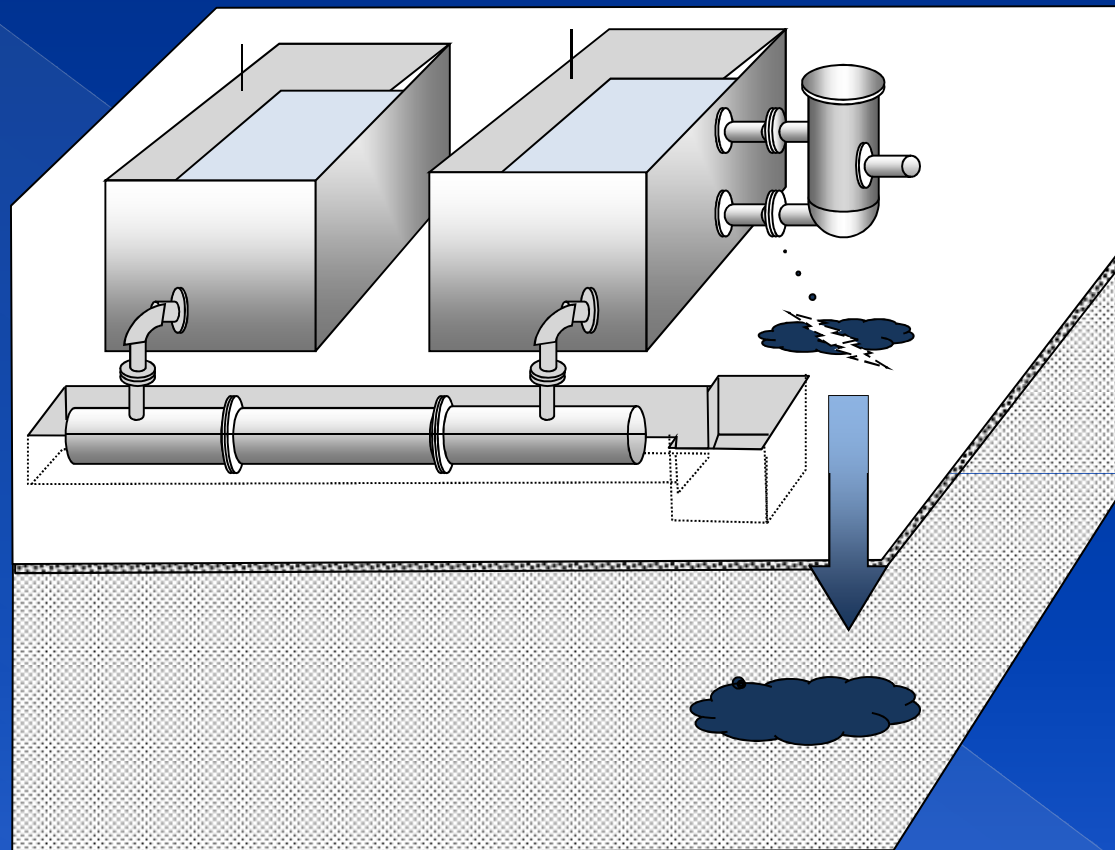
◎ 地下への浸透の原因

(漏えい場所と地下浸透場所の関係を特定・推定した80か所の事例から)

- ＞ 設備の設置場所の床面の劣化等による亀裂
- ＞ 土間等の浸透性のある床から
- ＞ 排水溝・排水貯留施設等の亀裂
- ＞ 地下貯蔵設備本体又は附帯する配管等の亀裂

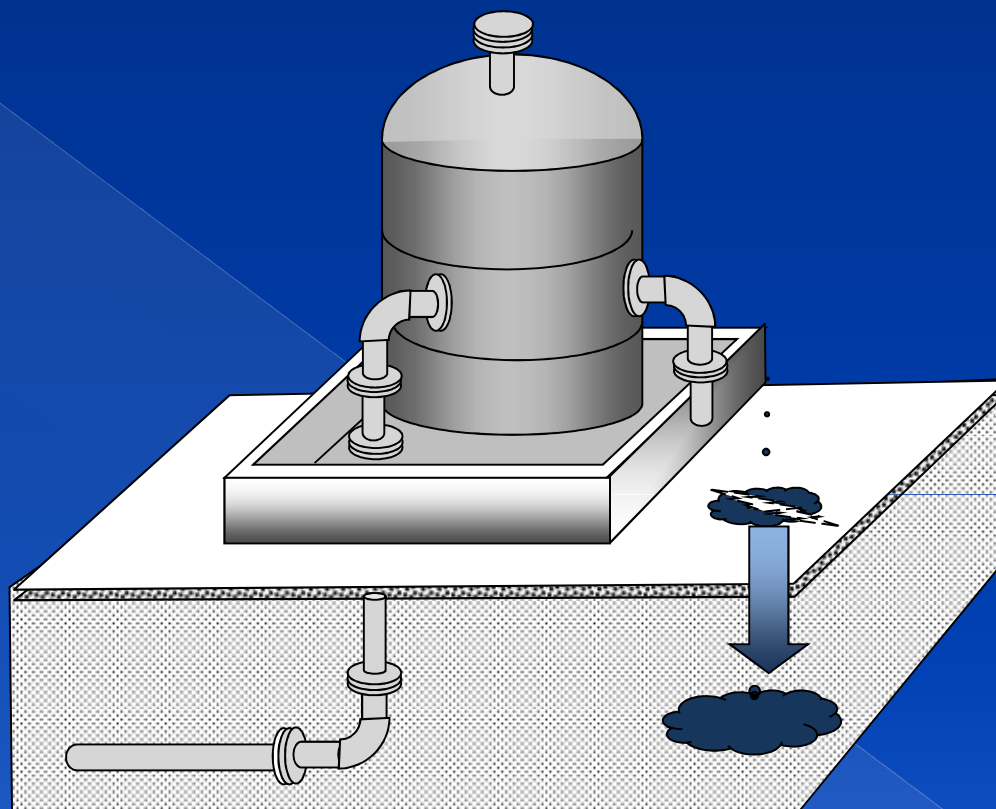
※地下浸透規制の届出事業場(9事業場:20年度末時点)が原因と推定される地下水汚染は確認されていない

【地下水汚染事例1】



- ◆平成19年、金属製品製造工場で、溶液槽の配管つなぎ目が劣化し、六価クロムが漏えいし、床面の亀裂から浸透

【地下水汚染事例2】



- ◆平成13年、輸送用機械器具製造工場で、トリクロロエチレンの貯蔵タンクへの移し替え作業による地下水汚染が判明

今回の改正の流れ

平成23年 6月22日 改正法公布

「水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成23年法律第71号)」

平成23年11月28日 改正令公布

「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第367号)」

平成24年 3月27日 改正規則公布

「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年環境省令第3号)」



いずれも施行は平成24年6月1日

水濁法の改正の概要

(1) 対象施設の拡大

(2) 構造等に関する基準の遵守義務

(3) 定期点検の実施、記録の保存の義務

(4) その他(既存の施設に対する猶予期間等)

(1) 対象施設の拡大

有害物質を貯蔵する施設（有害物質貯蔵指定施設）等の設置者は、施設の構造等について、都道府県知事等に事前に届け出なければならないこととする。（改正法第5条第3項）



これまでは法規制の対象外であった、有害物質を貯蔵する施設についても、特定施設（有害物質使用特定施設含む。）と同様に届出の義務が生じたほか、新たに構造等の基準が適用されることとなった！

有害物質とは・・・

水質汚濁法施行令第2条に定められた下記の26物質

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 シアン化合物
- 三 有機燐化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)
- 四 鉛及びその化合物
- 五 六価クロム化合物
- 六 砒素及びその化合物
- 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 八 ポリ塩化ビフェニル
- 九 トリクロロエチレン
- 十 テトラクロロエチレン
- 十一 ジクロロメタン
- 十二 四塩化炭素
- 十三 一・二・ジクロロエタン
- 十四 一・一・一・ジクロロエチレン
- 十五 シス一・一・二・ジクロロエチレン
- 十六 一・一・一・一・トリクロロエタン
- 十七 一・一・二・トリクロロエタン
- 十八 一・三・ジクロロプロペン
- 十九 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)
- 二十 ニークロロ一四・六・ビス(エチルアミノ)一s-トリアジン(別名シマジン)
- 二十一 S-四一クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)
- 二十二 ベンゼン
- 二十三 セレン及びその化合物
- 二十四 ほう素及びその化合物
- 二十五 ふっ素及びその化合物
- 二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

有害物質の追加予定あり

- ・ **トランス-1, 2-ジクロロエチレン**
- ・ **塩化ビニルモノマー**
- ・ **1, 4-ジオキサン** が新たに有害物質として追加される予定。(H24. 5. 23公布、H24. 5. 25施行の予定)

特定施設とは・・・

次のいずれかの要件を備える污水又は廃液を排出する施設で**政令で定めるもの**[※]

- ①カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質(以下「有害物質」という。)を含むこと。
- ②化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

※現在政令で74種が制定されている。(水質汚濁防止法施行令別表第一)

例: 酸・アルカリ表面処理施設、電気めっき施設等

有害物質の追加予定あり (H24. 5. 23公布、H24. 5. 25施行の予定)

- ・ **界面活性剤製造業の用に供する反応施設**
(1, 4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄施設を有しないものを除く。)
- ・ **エチレンオキサイド又は1, 4-ジオキサンの混合施設** (前各号に該当するものを除く。)

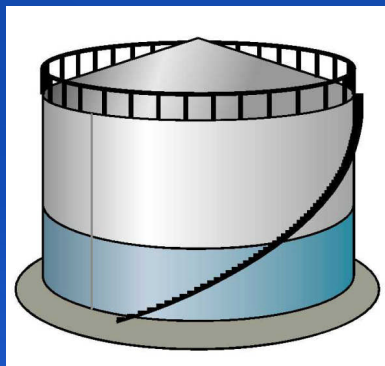
有害物質使用特定施設とは・・・

特定施設のうち、有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する施設

有害物質貯蔵指定施設とは・・・

有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設であって、
当該施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設。

対象となる施設①

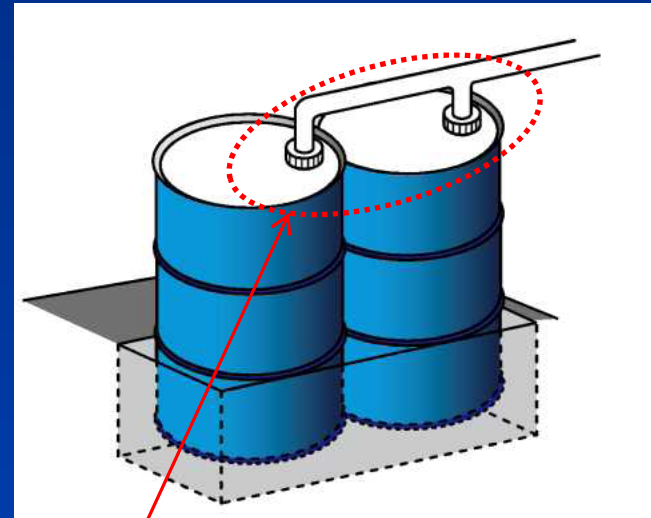
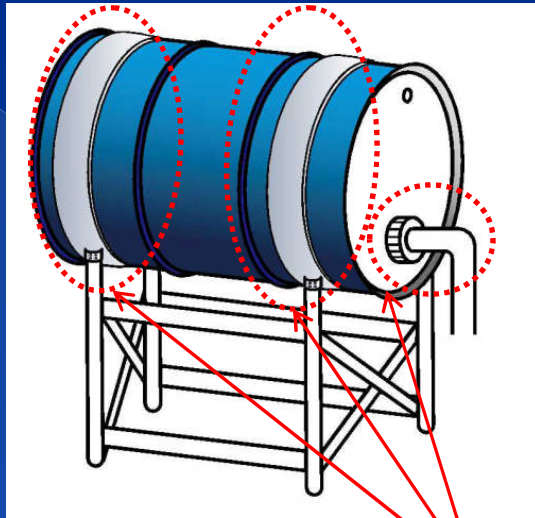


◆有害物質を貯蔵することを目的とするタンク等
・有害物質が含まれる水が液状で漏えいする
ような施設が対象

◆有害物質の濃度でもって限定することは困難であるため、濃度による区分等は定められていない。
微量であっても有害物質が含まれる水を貯蔵する場合は規制の対象となる。

例)カドミウムを含む廃液のタンクで、カドミウムを除去するために
いったん貯蔵しておく場合等

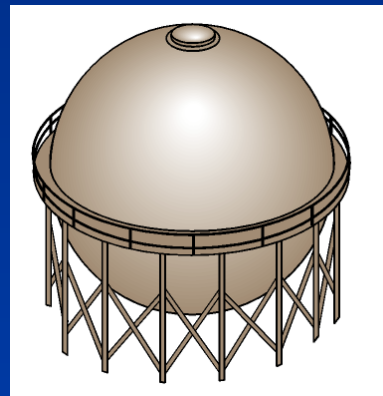
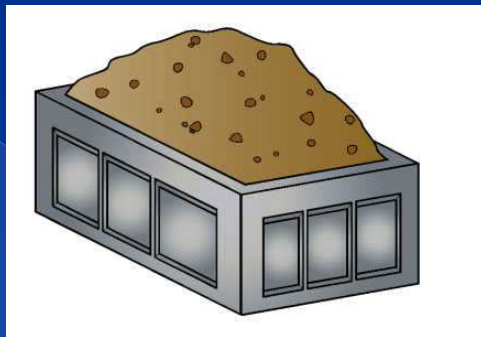
対象となる施設②



物理的な固定がなされているケース

- ◆「施設」とは工場・事業場に一定期間設置されるものをいうため、常時移動させながら使用するものは該当しない。
(ドラム缶や一斗缶、ポリタンク等は除かれる。)
- ◆ドラム缶等でも有害物質貯蔵指定施設に該当する場合がある。
一定期間、一定の場所に物理的に固定して使用するケース

有害物質貯蔵指定施設に該当しない場合①



有害物質を気体または固体の状態で保存しているケース

◆有害物質を固体または気体の状態で貯蔵している場合

漏えいした段階で、温度や圧力の変化によって液状になる有害物質を貯蔵しているような場合でも対象にはならない。

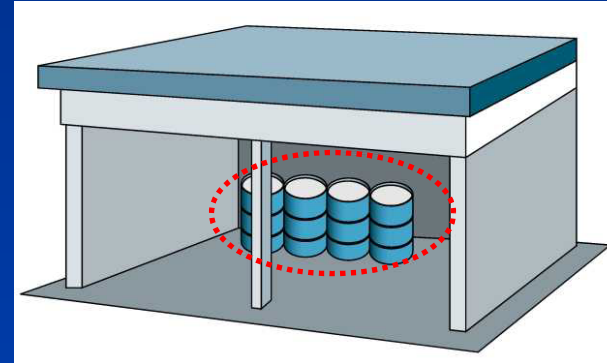
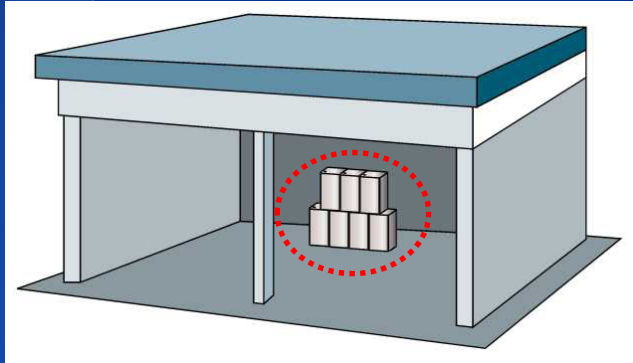
◆液状の物を貯蔵していても、対象外となる場合がある。

漏えいした段階(常温・常圧)で気化するような有害物質を貯蔵している施設は対象にはならない。

◆貯蔵している物質に、不純物として有害物質が含まれる場合

例) ガソリンに含まれるベンゼン等

有害物質貯蔵指定施設に該当しない場合②



◆ドラム缶や一斗缶、ポリタンクをそのまま置いておく場合
→常時移動させながらの使用に該当するため、届出の義務や構造等に関する基準は適用されない。

◆ただし、ドラム缶や一斗缶から漏えいして地下水汚染をした事例もあることから、今回の改正法の対象ではないが、漏えいの防止及び漏えいした際に地下浸透しないための対策が必要。

事業者の責務(水濁法第14条の4関係)

事業者は、その事業活動に伴う汚水又は廃液の地下への浸透の状況を把握するとともに、**汚水又は廃液による地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない。**



- ①有害物質の取扱い場所や保管場所を特定し、決められた場所以外で作業をしたり保管したりしない。
- ②取扱い場所や保管場所について、事業者と都道府県等において情報を共有。
- ③マニュアルに示された措置に準じ、地下浸透を防止する構造、定期点検の実施。
- ④マニュアルの対策を参考とし、有害物質を飛散、流出、地下浸透させないように留意

(2) 構造等に関する基準の遵守義務

施設等の設置時期によってA基準、B基準、C基準に分かれている

- ・ A基準：新設の施設を対象とした措置
- ・ B基準：既設の施設を対象とした措置
- ・ C基準：既設について改正水濁法の施行後3年間で適用できる措置

| | 改正水濁法施行後3年間 | 施行後3年以降 |
|-------|---|--|
| 新設の施設 | A基準のみが適用される | |
| 既設の施設 | C基準 ※構造等に関する基準が適合していれば、 A基準及びB基準が適用可能 | B基準 ※構造等に関する基準が適合していれば、 A基準が適用可能 |

適用対象とする施設の範囲について①



原材料
の受入れ

特定事業場(赤枠内)



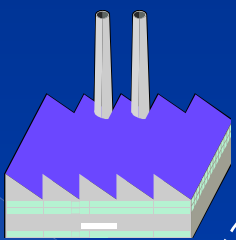
貯蔵タンク
(原材料)

有害物質
貯蔵指定施設

- ・構造基準遵守義務
- ・定期点検義務

適用範囲

配管等



特定施設

有害物質
使用特定施設

- ・構造基準遵守義務
- ・定期点検義務

適用範囲

排水溝等



排水の処理

適用範囲

排水溝等



貯蔵タンク
(廃液)

有害物質
貯蔵指定施設

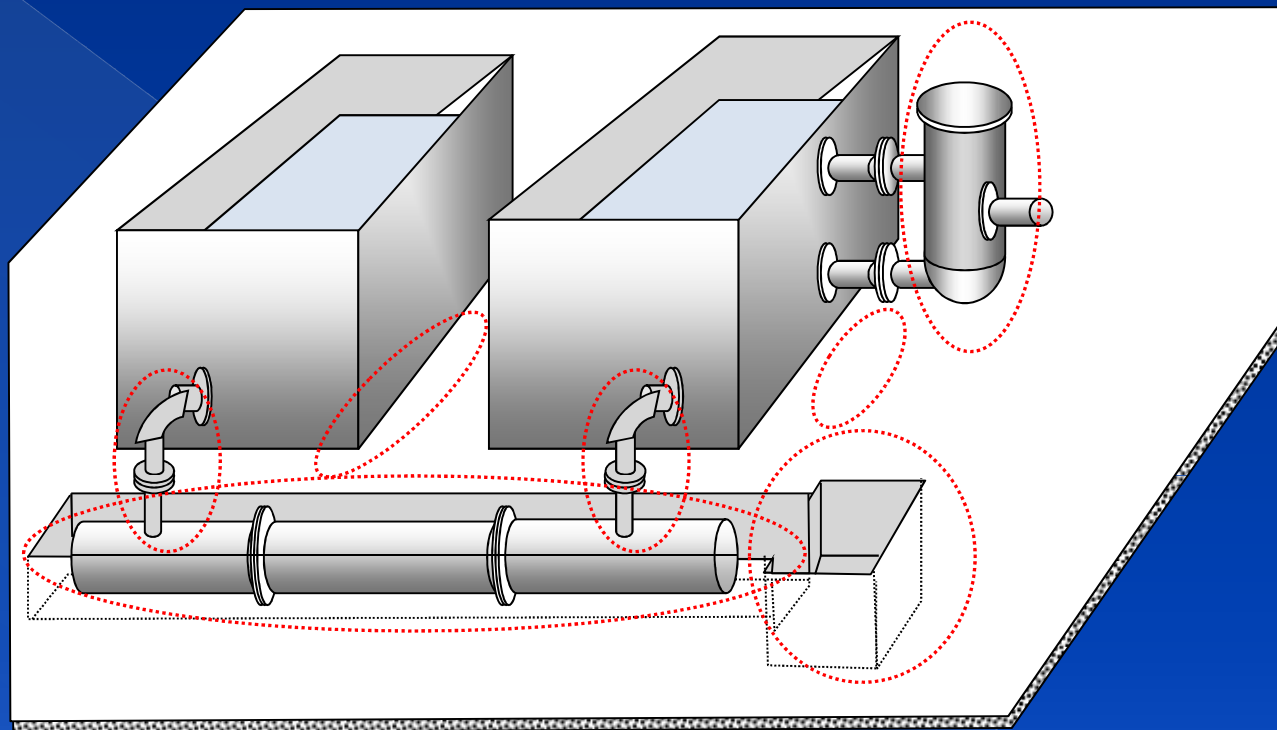
- ・構造基準遵守義務
- ・定期点検義務



産業廃棄物
として処理

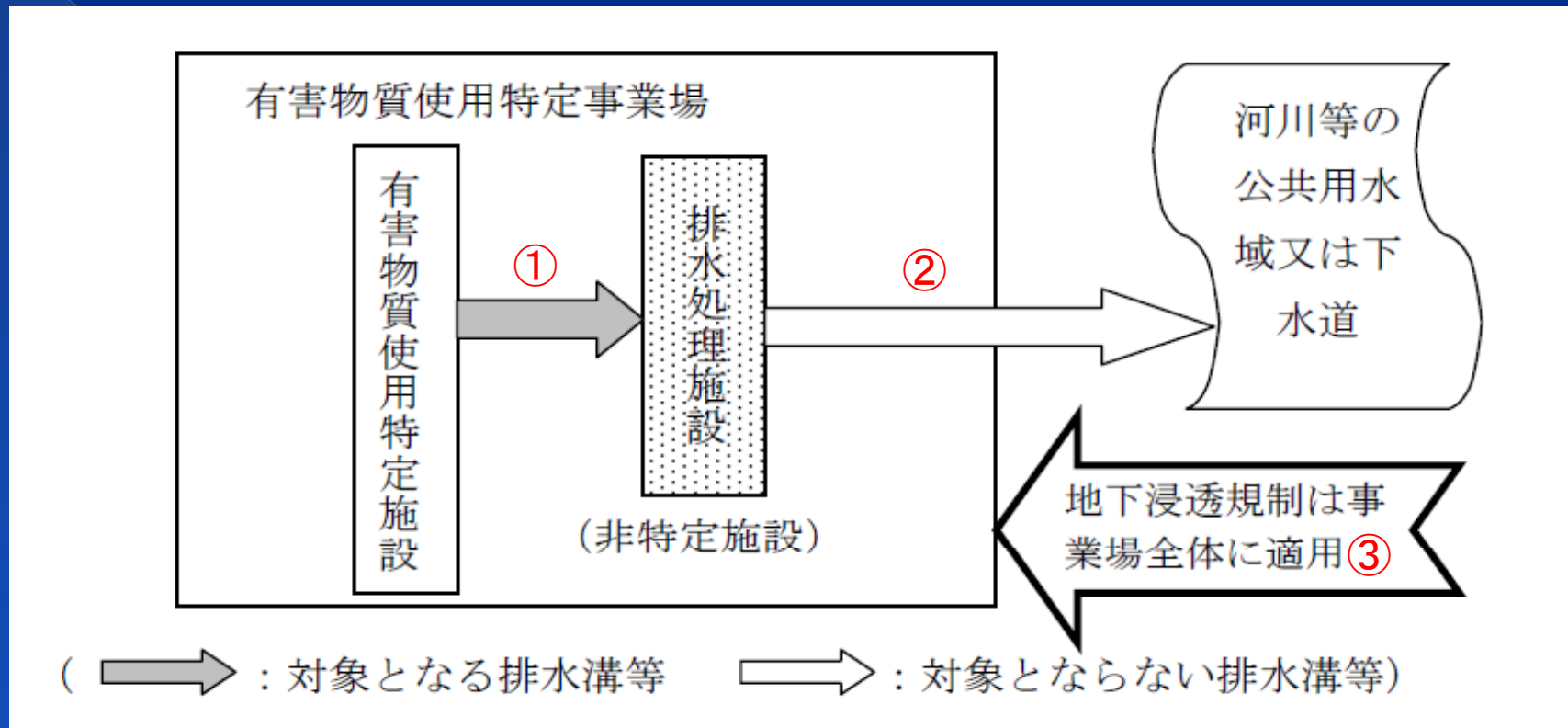
対象施設の本体に接続する配管等、排水溝等で、有害物質を含む水が流れる設備は全て対象とする

適用対象とする施設の範囲について②



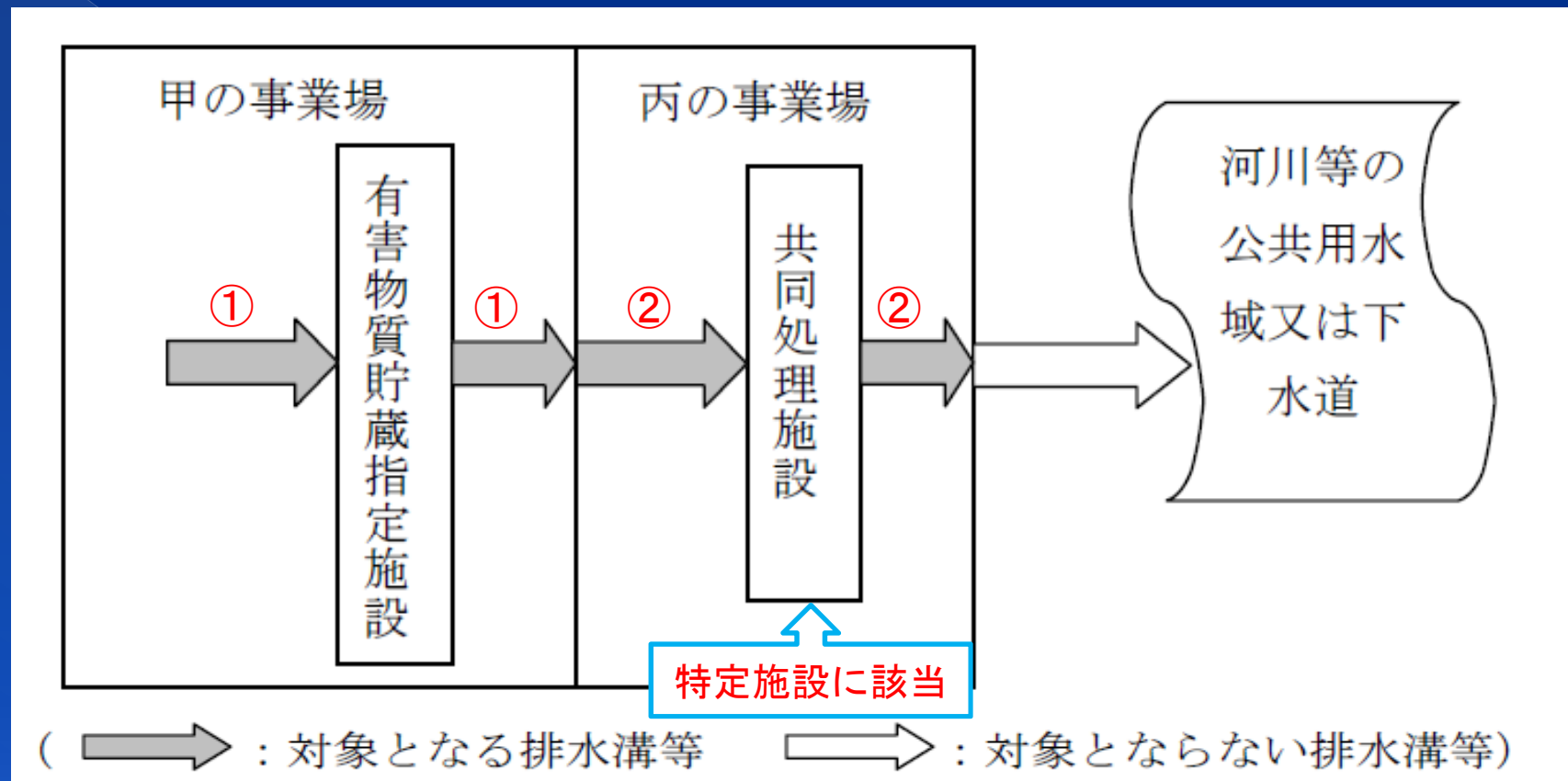
- 施設本体の床面及び周囲
- 配管等（配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備）
- 排水溝等（排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備）
- 地下貯蔵施設

ケース①



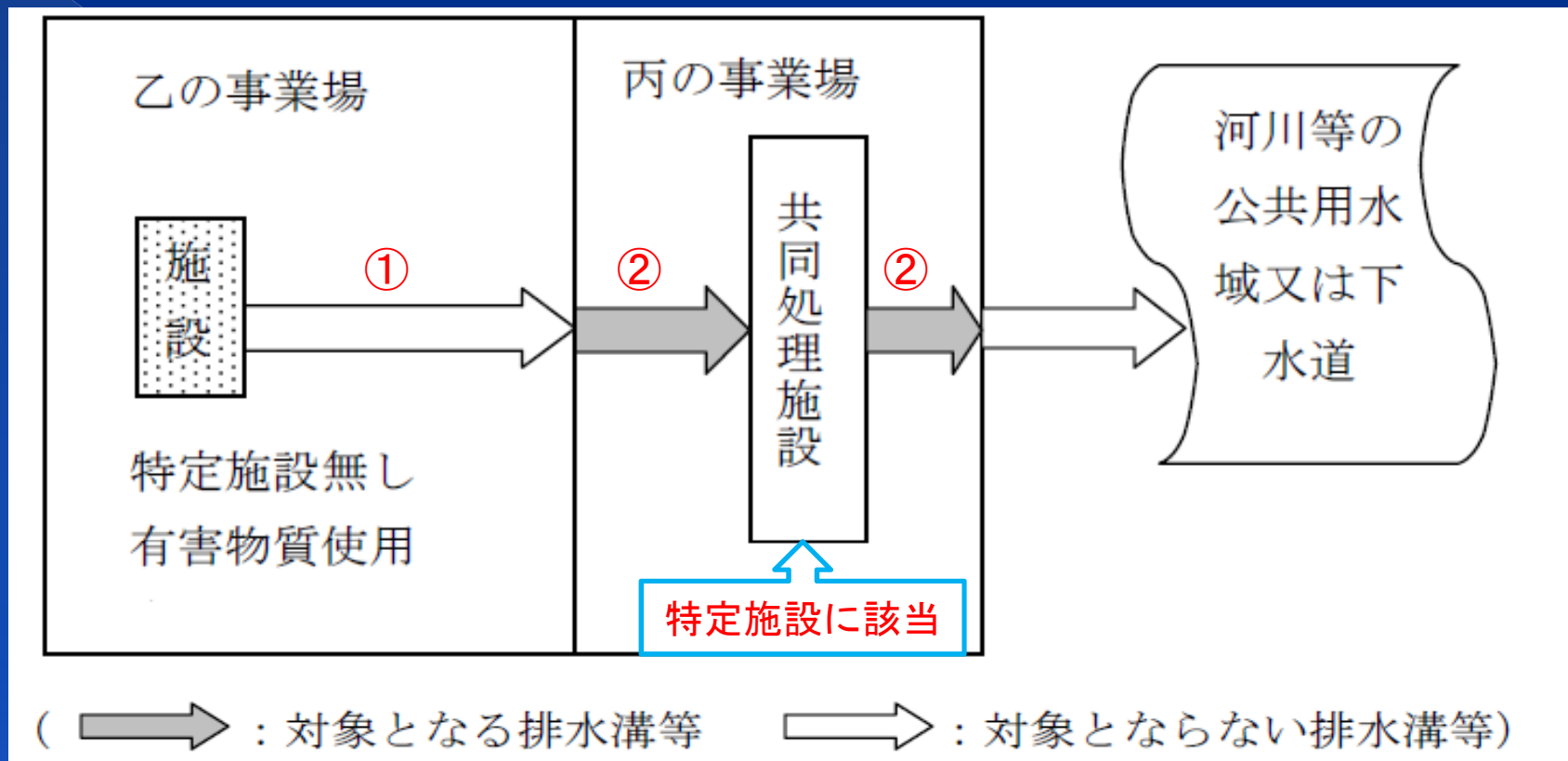
- ①有害物質使用特定施設から排水処理施設への配管等は基準の対象となる。
- ②非特定施設の排水処理施設から公共用水域への配管等は対象にならない。
→対象施設の本体に接続する配管等、排水溝等で、有害物質を含む水が流れる設備が対象となるため
- ③有害物質使用特定施設があるため、事業場全体は特定事業場となり、排水基準や地下浸透規制の対象になる。

ケース②



- ①甲事業場の有害物質貯蔵指定施設に付帯する配管等については構造等に関する基準の対象となる。
- ②丙事業場の共同処理施設も特定施設に該当するため、付帯する配管等について構造等に関する基準の対象となる。

ケース③



①乙事業場の施設は特定施設に該当しないため、付帯する配管等については構造等に関する基準の対象外であり、地下浸透規制もかからない。

※ただし、有害物質を含む水を地下浸透させる可能性はあるため、自主的な取組を行うことが望ましい。

②丙事業場の共同処理施設は特定施設に該当するため、付帯する配管等について構造等に関する基準の対象となる。

(3) 定期点検の実施、記録の保存の義務

有害物質使用特定施設等の設置者に対して、定期点検の実施及びその結果の記録・保存の義務が創設された。

☆定期点検は、目視等（目視等による方法が困難であって設備等を用いる場合を除く。）により、構造等に関する基準に応じた項目及び頻度で行い、結果等を記録し、3年間保存すること。

<点検箇所>

- ①有害物質使用特定施設等の設置場所の床面及び周囲
- ②施設本体
- ③施設本体に付帯する配管等及び排水溝等
- ④地下貯蔵施設

☆点検により、有害物質使用特定施設等に係る異常又は有害物質を含む水の漏えい等が確認された場合には、直ちに補修等の必要な措置を講ずること。

☆ 定期点検を行ったときは、次の事項を記録すること。

- ①点検を行った有害物質使用特定施設等
- ②点検年月日
- ③点検の方法及び結果
- ④点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- ⑤点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

☆ 定期点検によらず有害物質使用特定施設等に係る異常又は有害物質を含む水の漏えい等が確認された場合には次の事項を記録し、3年間保存するよう努めること。

- ①異常等が確認された有害物質使用特定施設等
- ②異常等を確認した年月日
- ③異常等の内容
- ④異常等を確認した者の氏名
- ⑤補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

～構造等に関する基準及び定期点検の実施についての詳細～

構造等に関する基準と定期点検の方法は、それぞれ別個に規定されておらず、「構造等に関する基準とそれに応じた定期点検の組み合わせにより規定されている。」ことが大きな特徴

施設等の設置時期によってA基準、B基準、C基準に分かれている

- ・ A基準：新設の施設を対象とした措置
- ・ B基準：既設の施設を対象とした措置
- ・ C基準：既設について改正水濁法の施行後3年間で適用できる措置

| | 改正水濁法施行後3年間 | 施行後3年以降 |
|-------|---|--|
| 新設の施設 | A基準のみが適用される | |
| 既設の施設 | C基準 ※構造等に関する基準が適合していれば、 A基準及びB基準が適用可能 | B基準 ※構造等に関する基準が適合していれば、 A基準が適用可能 |

1) A基準:新設の施設を対象とした措置

- 新設の施設を対象とした構造等に関する基準を基本として、基準の内容を構成する。これらの基準に適合していることを、基準の内容に応じて設定される定期点検によって確認する。

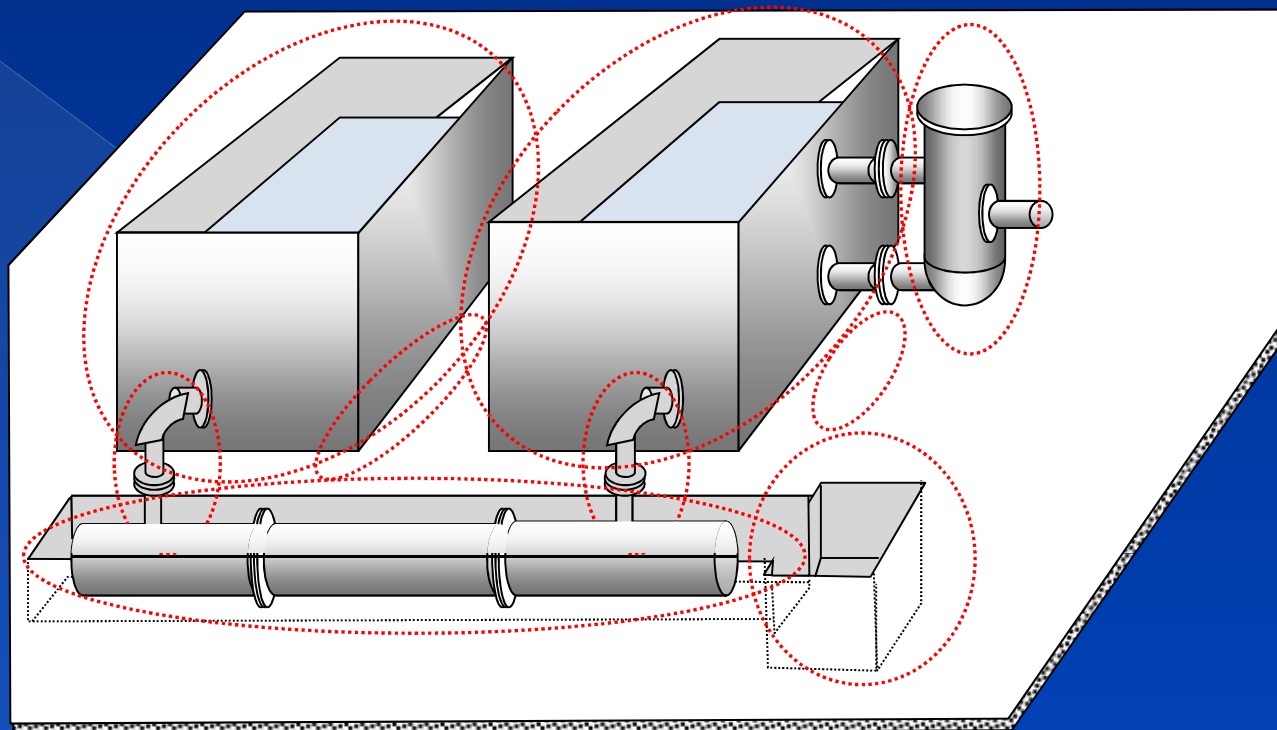
2) B基準:既設の施設を対象とした措置

- 既設の施設に対する実施可能性にも配慮した構造等に関する基準とする。点検頻度を高める等、基準の内容に応じて定期点検の内容をA基準に対応するものよりも充実した内容とすることを基本とする。

3) C基準:既設について改正水濁法の施行後3年間で適用できる措置

- 既設の施設については、改正水濁法施行後3年間は構造等に関する基準の適用が猶予されることから、当該期間では、定期点検のみが適用される。
- このため、基本的には、新設の施設を対象としたA基準及び既設の施設を対象としたB基準に対応する定期点検の内容よりも、点検頻度を高めるなど、定期点検の内容はより充実したものとする。
- ただし、可能な点検手法が構造や設備の条件から限られる場合には配慮する。

適用対象とする施設の範囲について



- 施設本体の床面及び周囲
- **施設本体**
- 配管等（配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備）
- 排水溝等（排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備）
- 地下貯蔵施設

構造等に関する基準の概要

施設本体

- ・有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本体

床面

- ・コンクリートやタイル等浸透防止材料による構造
- ・VOC や酸性・アルカリ性溶液等床面の腐食のおそれがある場合は耐性・不浸透性のある材料で被覆

配管等

- ・施設に付帯する設備
- ・配管、継手類、バルブ類、フランジ類、ポンプ設備

防液堤等

- ・防液堤の他、側溝やためます、受け皿等、想定流出量分の流出を防止できる構造であれば良い
- ・ポンプ設備や吸収マットの活用も検討可能

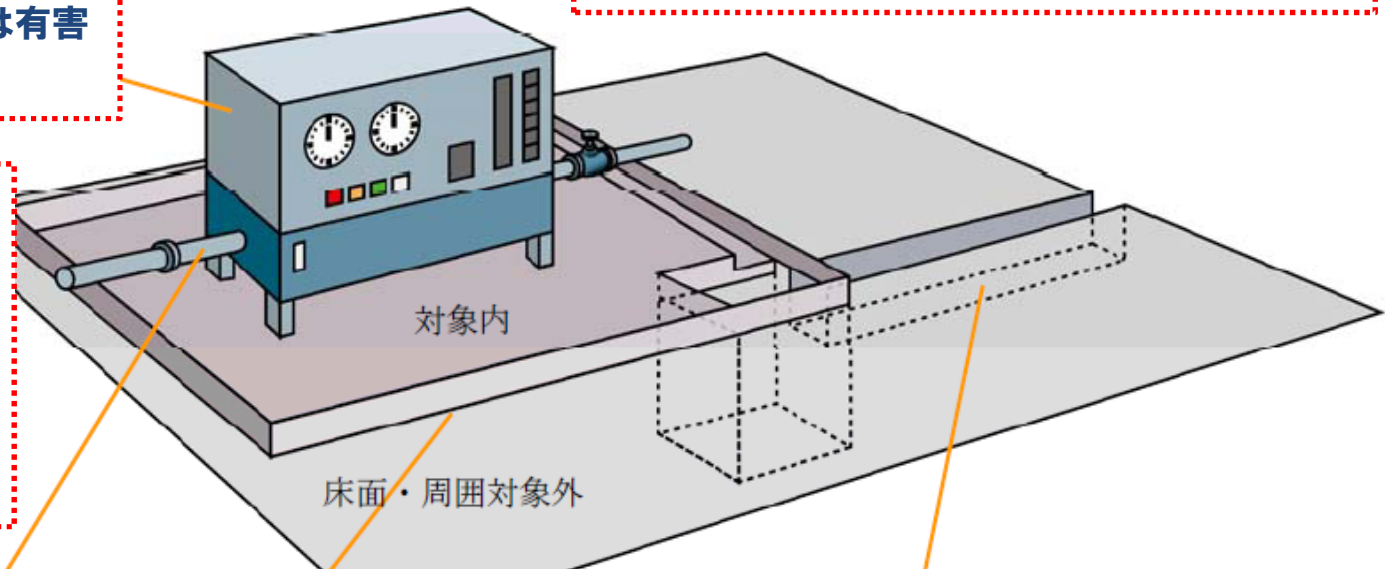
排水溝等

- ・排水溝、排水ます、排水ポンプ等の排水系等設備

施設の周囲 (ハッチ内)

- ・対策の求められる範囲
- ・施設の下部に加え、当該施設の稼働及び関連する作業によって有害物質が飛散や漏えいした際に地上部に影響が及ぶことが想定される範囲

※逆に、事業場全体として、地下浸透、流出防止の対応を図ることも検討可能



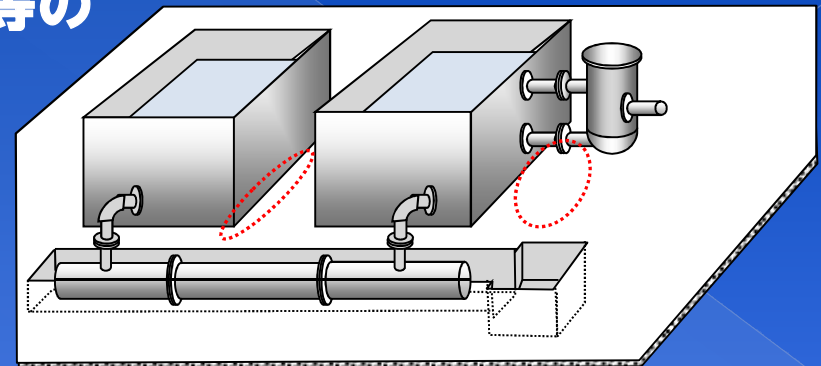
1) 施設本体の床面及び周囲

☆床面及び周囲の対策は、有害物質の地下への浸透の経路を防ぐこと及び施設の周囲から外への流出を防ぐことが目的

☆「床面及び周囲」とは

- ・施設の下部
- ・施設の稼働及び関連する作業によって有害物質が飛散・漏えいした際に地表に影響が及ぶことが想定される範囲
- ・施設の周囲において流出防止の措置が取られている場合には、その範囲

☆なお、地上部に設置される配管等について、施設本体に設置されるバルブ類、配管の継手類やフランジ類等の特に漏えいのおそれの大きい機器類の下部の床面についても、施設の周囲にある床面に含める必要がある。



A基準

(施設本体の床面及び周囲の構造等)

第八条の三

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本体(第八条の六に規定する地下貯蔵施設を除く以下「施設本体」という。)が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあっては、この限りでない。

一 次のいずれにも適合すること。

イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置(以下「防液堤等」という。)が設置されていること。

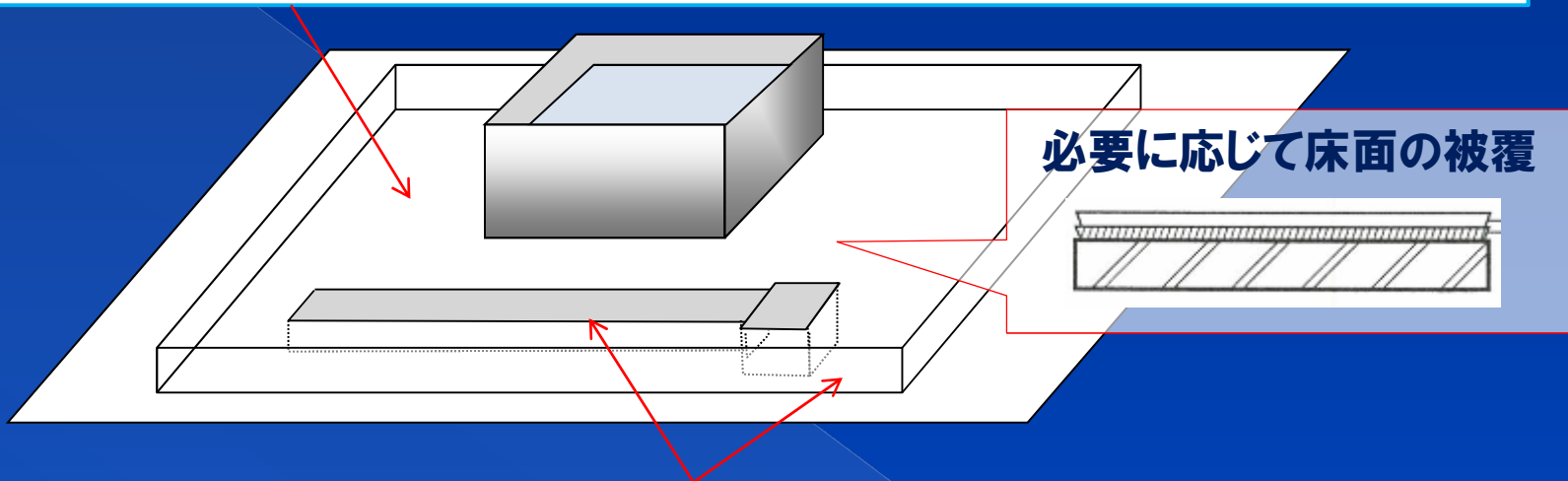
二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

<構造>

- ・不浸透性を有する材料(コンクリート、タイルその他)の床面
- ・有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆

<点検>

- ・床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無について、1年に1回以上点検



<構造>

- ・防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置が設置されていること。

<点検>

- ・防液堤等のひび割れ等の異常の有無について、1年に1回以上点検

※施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合は、この限りではない。
その場合、床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無を1ヶ月に1回以上点検すること。

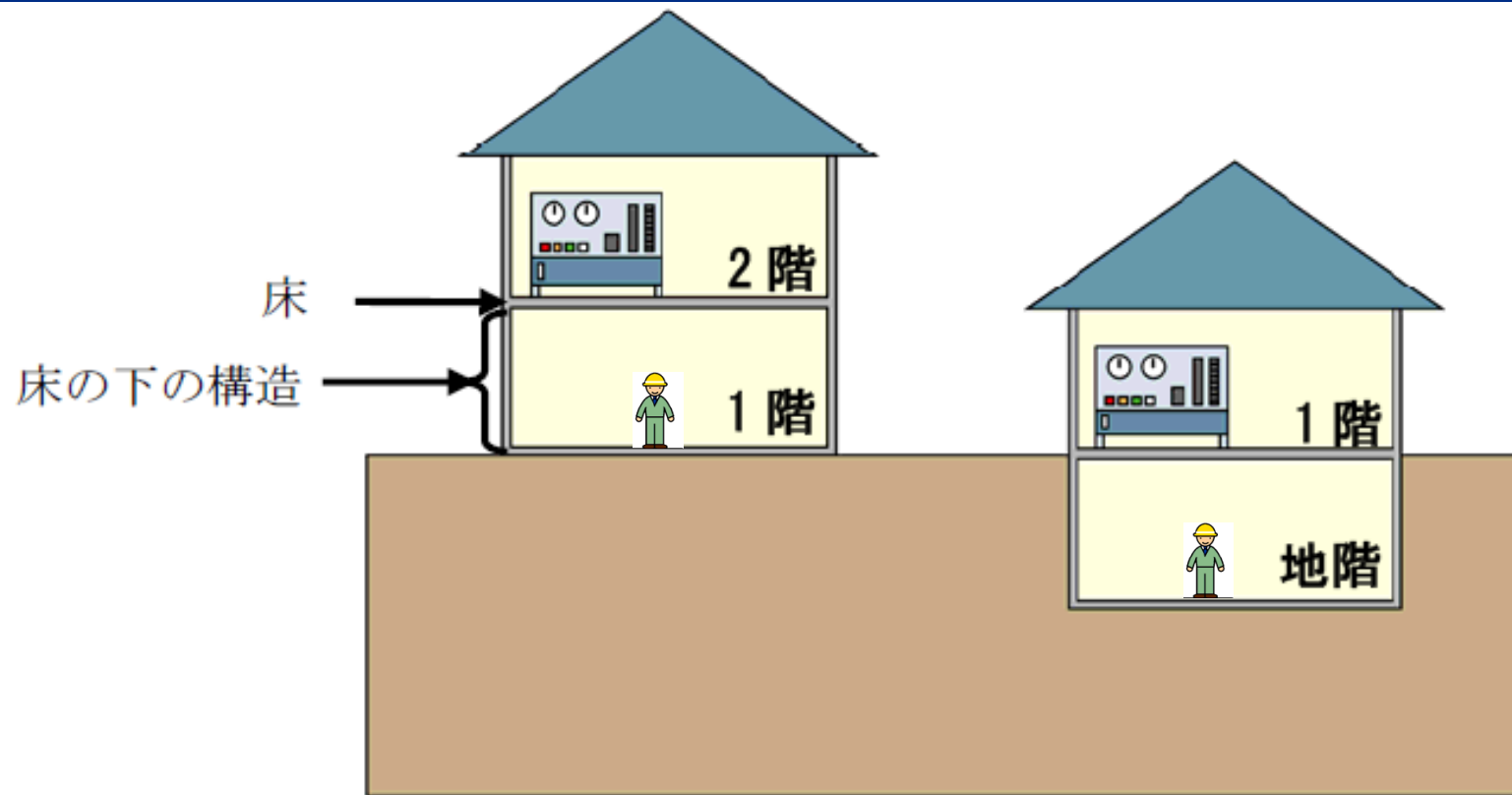
点検について

以下の点検を実施すること。

<施設本体が設置される床面及び周囲>

- ・床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無
- ・防液堤等のひび割れその他の異常の有無

上記について一年に一回以上実施すること。



施設の設置場所の下部に空間がある場合の概念図

- ☆施設設置の床下に、上部からの漏えいを日常的に確認できる空間がある場合
- ・施設が設置されている床下への漏えいの有無を、床下の空間(1階や地下室)において日常的な点検によって目視で容易に確認できる場合には、床面及び周囲の基準を満たすことは要求されない。
- ・これは、地下浸透より以前に少なくとも漏えいを確認できると考えられるためである(点検頻度については高める必要がある。)

B基準

第三条

施設本体(この省令の施行の際現に存するものに限る。)が設置されている床面及び周囲のうち新規則第八条の三に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該床面及び周囲が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

一 次のいずれにも適合すること。

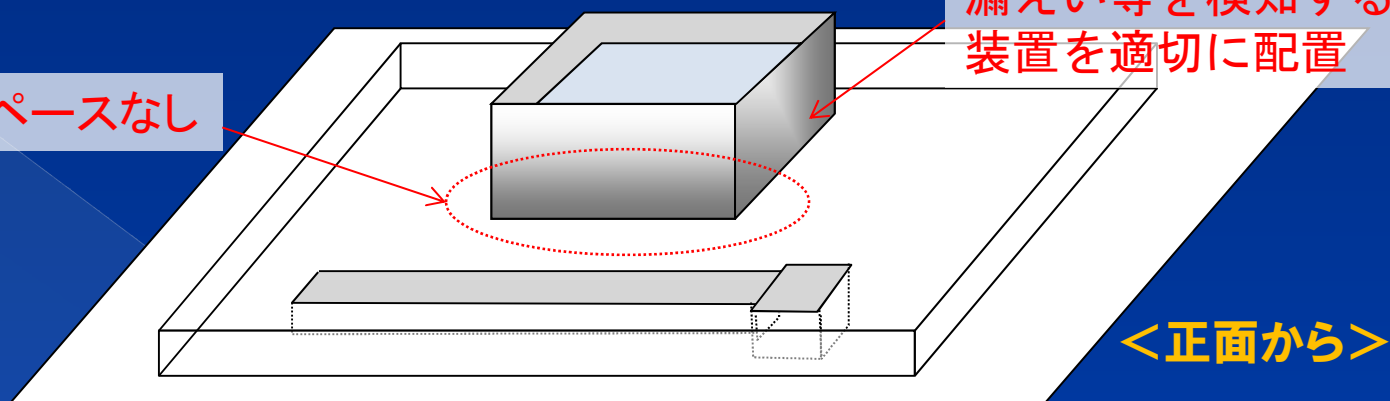
- イ 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が新規則第八条の三第一号イの基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八条の三に規定する基準に適合すること。
- ロ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。

二 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が新規則第八条の三第一号イの基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八条の三に規定する基準に適合すること。

ケース①(第3条第1項 イ、口関係)

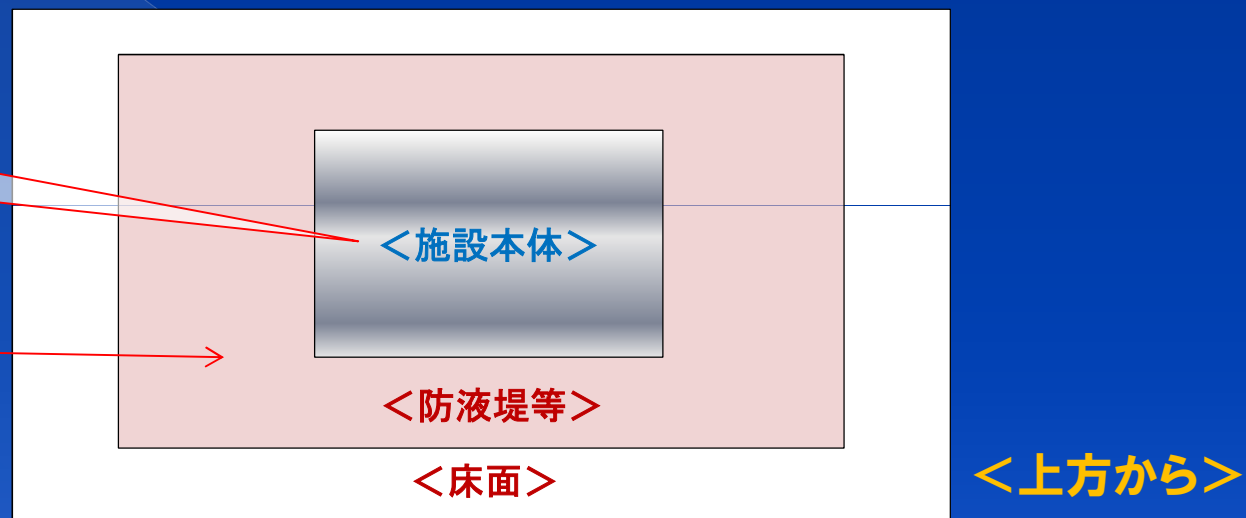
点検スペースなし

漏えい等を検知するための装置を適切に配置



施設本体の接する床面はA基準に適合しない

施設本体の接する床面以外はA基準に適合

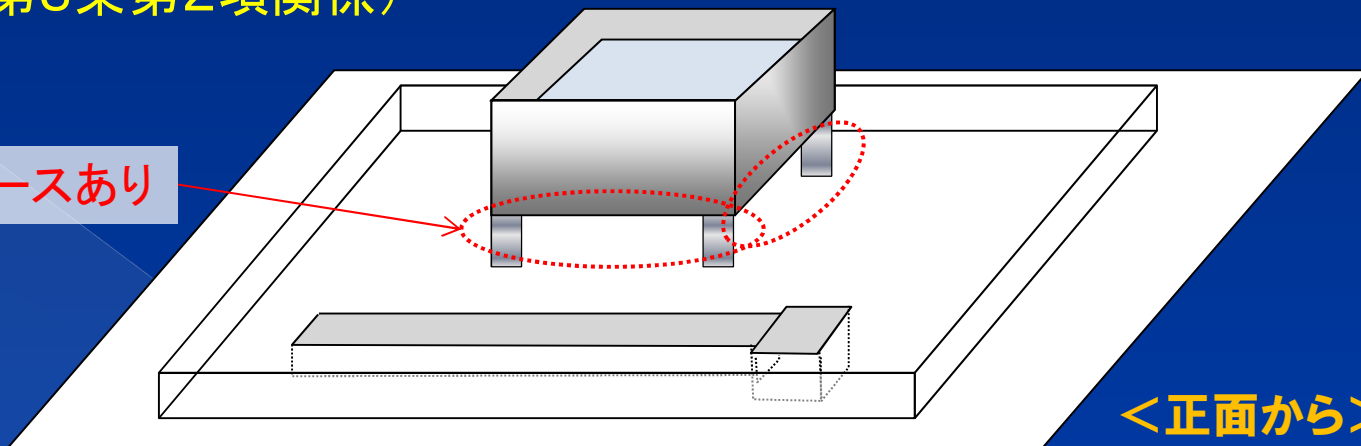


<構造>

- ・不浸透性を有する材料(コンクリート、タイルその他)の床面(施設下部の床面以外)
- ・有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆(上記同様、施設下部の床面以外)
- ・防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置が設置されていること。
- ・漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること。

ケース②(第3条第2項関係)

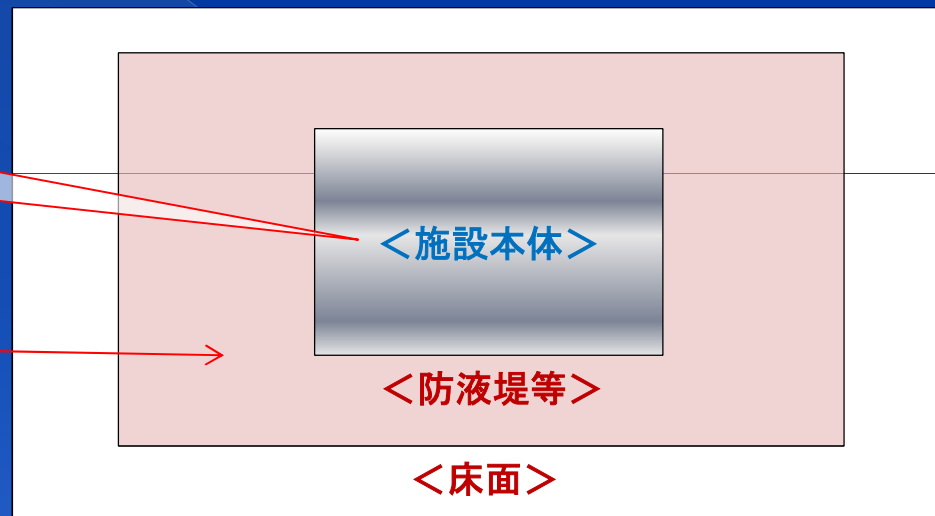
点検スペースあり



<正面から>

施設本体の接する床面は
A基準に適合しない

施設本体の接する床面
以外はA基準に適合



<上方から>

<構造>

- ・不浸透性を有する材料(コンクリート、タイルその他)の床面(施設下部の床面以外)
- ・有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆(上記同様、施設下部の床面以外)
- ・防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置が設置されていること。

点検について

ケース①、②のいずれの場合も以下の点検を行うこと。

<施設本体が設置される床面及び周囲>

- ・床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無
- ・防液堤等のひび割れその他の異常の有無

以上について一年に一回以上実施すること。

C基準

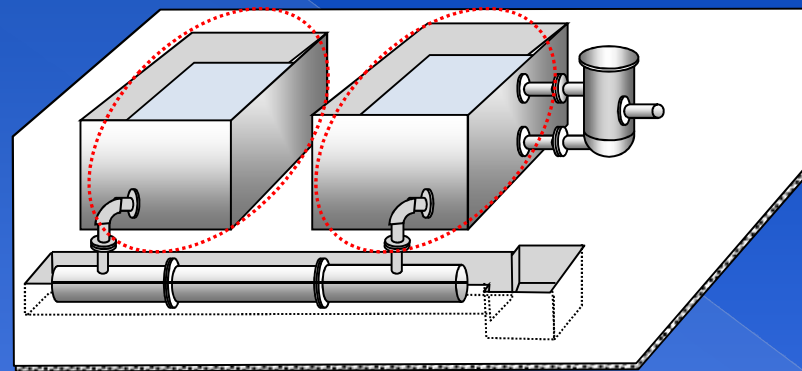
構造等に関する基準及び点検の方法について

- C基準は構造等に関する基準は規定されていないため、点検のみを実施する。
- 施設本体が設置される床面及び周囲について、床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無を一月に一回以上実施すること。

2) 施設本体

☆「施設本体」とは

- ・有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の施設本体（反応槽や貯蔵タンク）を指し、付帯する配管等は含まない。
- ☆施設本体の構造等に関する基準は、地下構造に関するものを除き、基本的には規定されていない。
- ☆施設本体からは一般に漏えいしにくいと考えられること、床面や周囲の構造において地下浸透の防止措置が求められることから、施設本体の材質や構造は問わず、施設本体の破損や漏えいの有無について点検することで、有害物質を含む水の漏えいの防止を担保することとなっている。



点検等について

☆施設本体の構造等に関する基準は、地下構造に関するものを除き、基本的に規定されていない。

☆点検方法は、A、B、Cの別はなく、目視等による点検を年1回以上行うことが必要。

なお、目視等で確認できない場合には、別の方法(代表的部位点検+適切な維持管理、灌水試験等)による点検で代用する。

3) 配管等 (配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備)

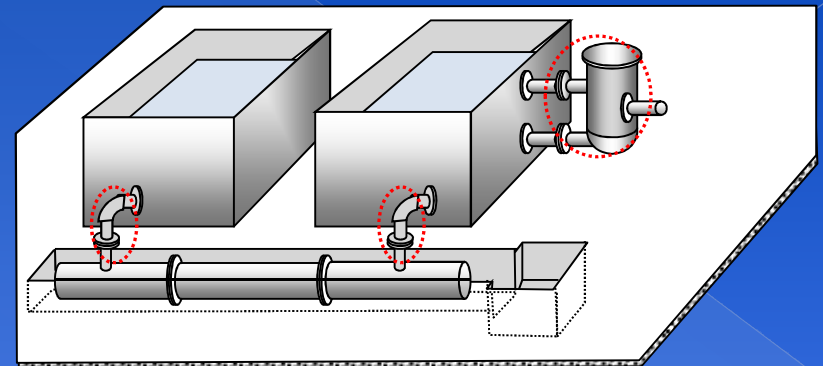
☆「配管等」とは

- ・施設に付帯する配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等
- ・有害物質を含む水が流れる部分が構造等に関する基準及び定期点検の対象となる。

☆有害物質を含む水の漏えい又は地下浸透防止に必要な材質及び構造、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認する上で必要な構造について規定されている。地上設置の場合と、地下設置の場合とで分けて基準が設けられている。

☆配管等の点検は、施設本体に付帯する配管本体はもとより、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等を含めて点検を行う必要がある。

☆配管等のうち、継手等の接合部、バルブ等の設備は、過去に漏えい事例が多く見られており、特に重点を置いた点検が望ましい。



A基準

(配管等の構造等)

第八条の四

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備(有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。)は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透(以下「漏えい等」という。)を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 配管等を地上に設置する場合は、次のイ又は口のいずれかに適合すること。

イ 次のいずれにも適合すること。

(1)有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(2)有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(3)配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。

ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。

二 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。

イ 次のいずれにも適合すること。

(1) トレンチの中に設置されていること。

(2) (1)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

ロ 次のいずれにも適合すること。

(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

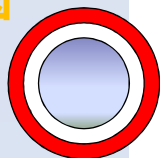
(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。
ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ハ イ又はロに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

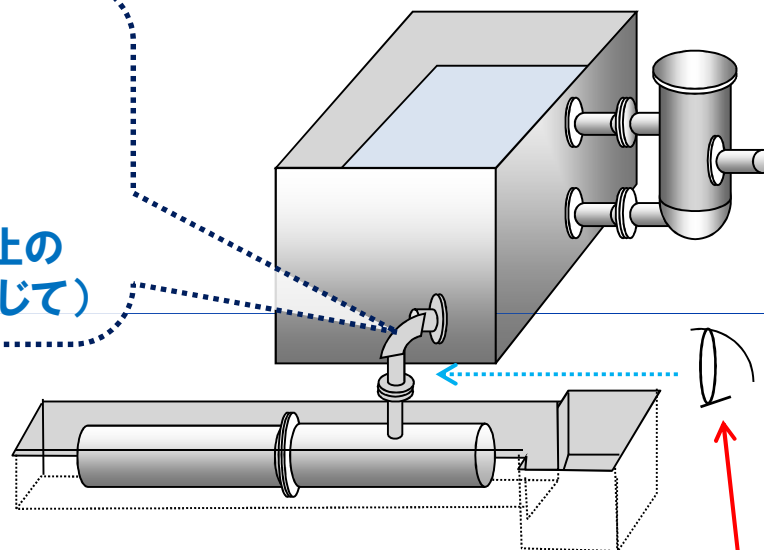
ケース①(第8条の4第1項 イ関係)

- ・有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。
- ・有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
- ・配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。(必要に応じて)

配管断面図



配管等の外面に腐食防止のコーティング等(必要に応じて)



目視による確認

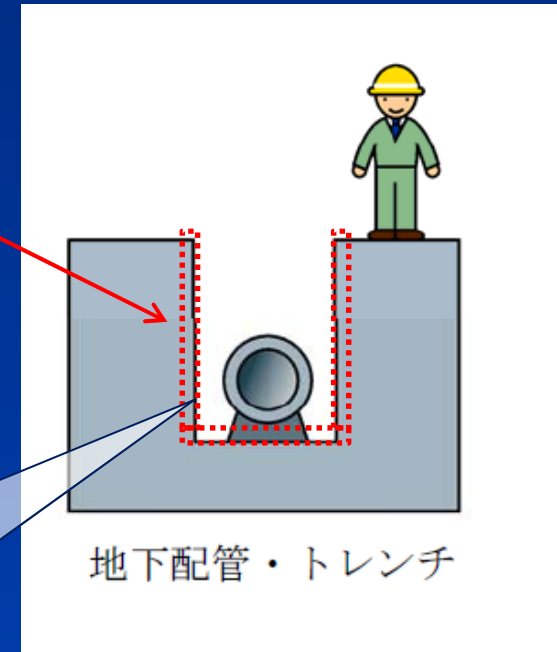
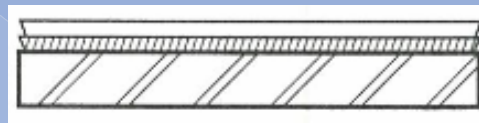
ケース②(第8条の4第1項 ロ関係)

- ・有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。

ケース③(第8条の4第2項 イ関係)

- ・トレンチの底面及び側面は、不浸透性材料(コンクリート、タイルその他)
- ・トレンチの底面の表面は、必要に応じて、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆

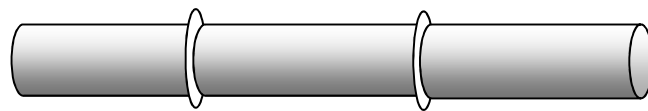
必要に応じて



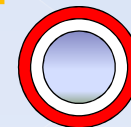
ケース④(第8条の4第2項 ロ関係)

- ・有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。
- ・有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
- ・配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。(必要に応じて)

地面



配管断面図

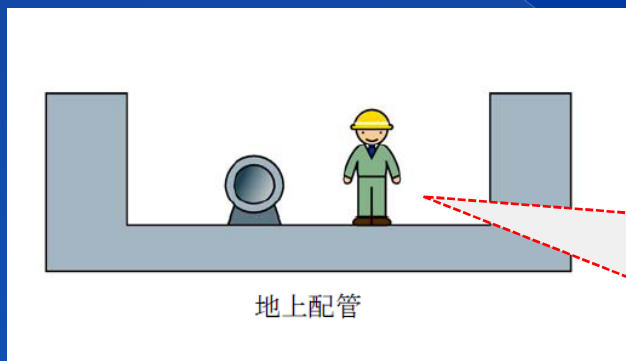


配管等の外面に腐食防止のコーティング等

点検について

<地上配管等>

- ①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無
 - ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無
- 上記について、一年に一回以上。



トレンチに配置されていても、人が入れるような幅広い溝状の構造等の場合、容易に漏えいが確認できるのであれば、地上配管と同等とみなせる

<地下配管等 (トレンチの中に設置されている場合) >

- ①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無
 - ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無
 - ③トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無
- 上記について、一年に一回以上。

<地下配管等 (トレンチの中に設置されている場合を除く。) >

- 配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無について一年に一回以上

※以下の場合は三年に一回以上

- ①危険物の規制に関する規則に規定する地下埋設配管で、消防法第十一条第五項に規定する完成検査を受けた日から十五年を経過していないものである場合。
 - ②有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置(漏えい等を検知する装置、水の流量の変動を計測する装置を配置する等)が設置され、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を一月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合は、三月)に一回以上行う場合。
- 配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合は、当該方法に応じ、適切な回数で行う。

B基準

第四条

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している配管等(この省令の施行の際現に存するものに限る。)のうち新規則第八条の四に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

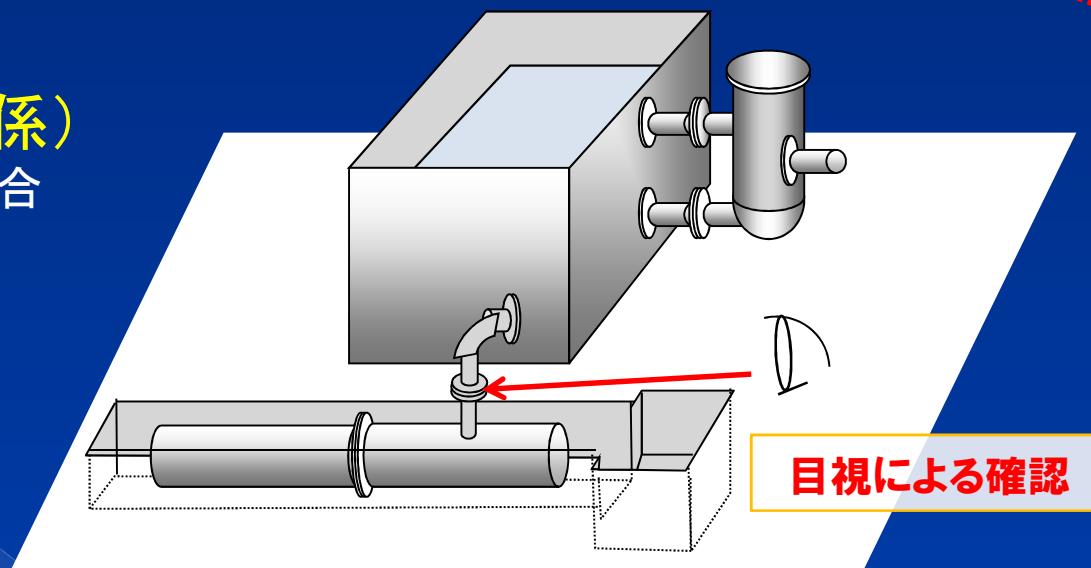
- 一 配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。
- 二 配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のいずれかに適合すること。
 - イ トレンチの中に設置されていること。
 - ロ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。
 - ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

ケース①(第4条第1項関係)

配管等が地上に設置されている場合

<構造>

有害物質を含む水の漏えいを
目視により確認できるように設置



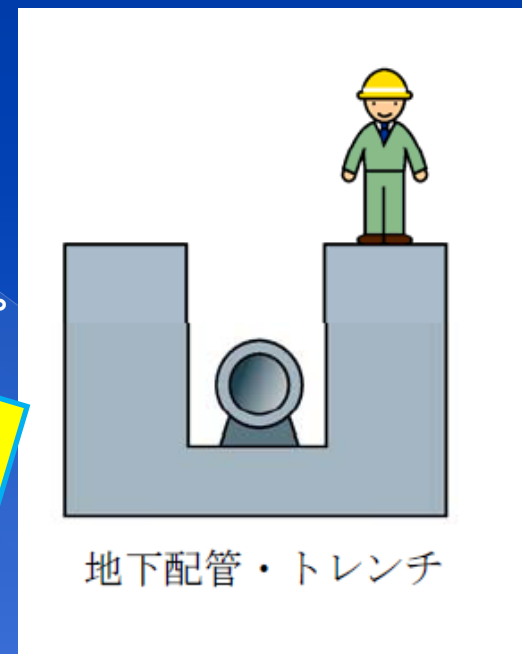
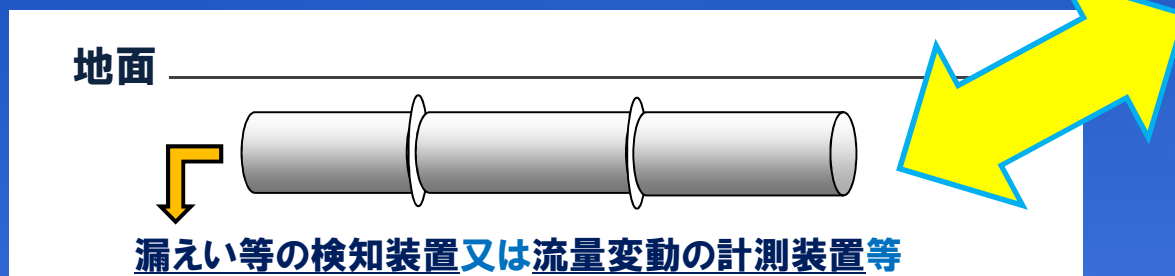
ケース②(第4条第2項関係)

配管等が地下に設置されている場合

<構造>

下記の①又は②のいずれかに適合すること

- ① トレンチの中に設置されていること。
- ② 有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。
(漏えい等の検知装置又は流量変動の計測装置等)



点検について

<地上配管等>

- ①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無
- ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無について、六月に一回以上

<地下配管等(トレンチの中に設置された場合)>

- ①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無
- ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無
- ③トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無について、六月に一回以上

<地下配管等(トレンチの中に設置された場合を除く)>

配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無について、一月に一回以上。

※有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合は、三月に一回以上。

C基準

構造等に関する基準及び点検の方法について

☆C基準は構造等に関する基準は規定されていないため、点検のみを実施

<地上配管等>

- ①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無
 - ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無
- について、六月に一回以上

<地下配管等(トレンチの中に設置された場合を除く)>

- 配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無
- について、一年に一回以上

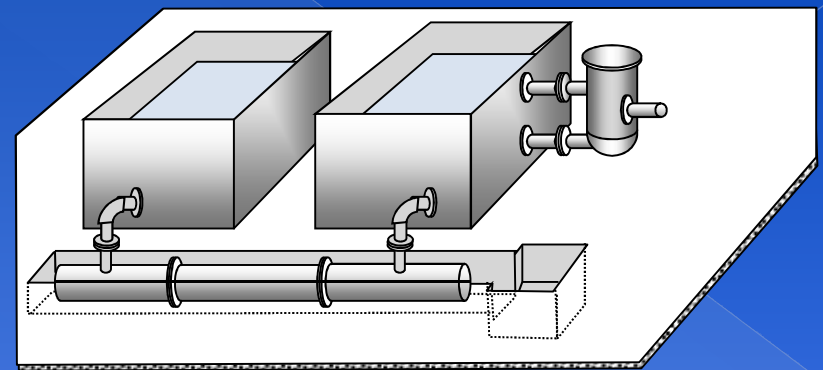
※ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合は、当該方法に応じ、適切な回数で行う。

4) 排水溝等 (排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備)

☆「排水溝等」とは

- ・有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水系統の設備
- ・有害物質を含む水が流れる部分が構造等に関する基準及び定期点検の対象となる。

☆有害物質を含む水の処理を目的とした排水処理施設に流入する排水溝等は構造等に関する基準の適用対象となるが、様々な施設の排水をまとめた総合排水溝に流入する有害物質を含まない水を排水する排水溝等は対象とならない。



A基準

(排水溝等の構造等)

第八条の五

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備(有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。)は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

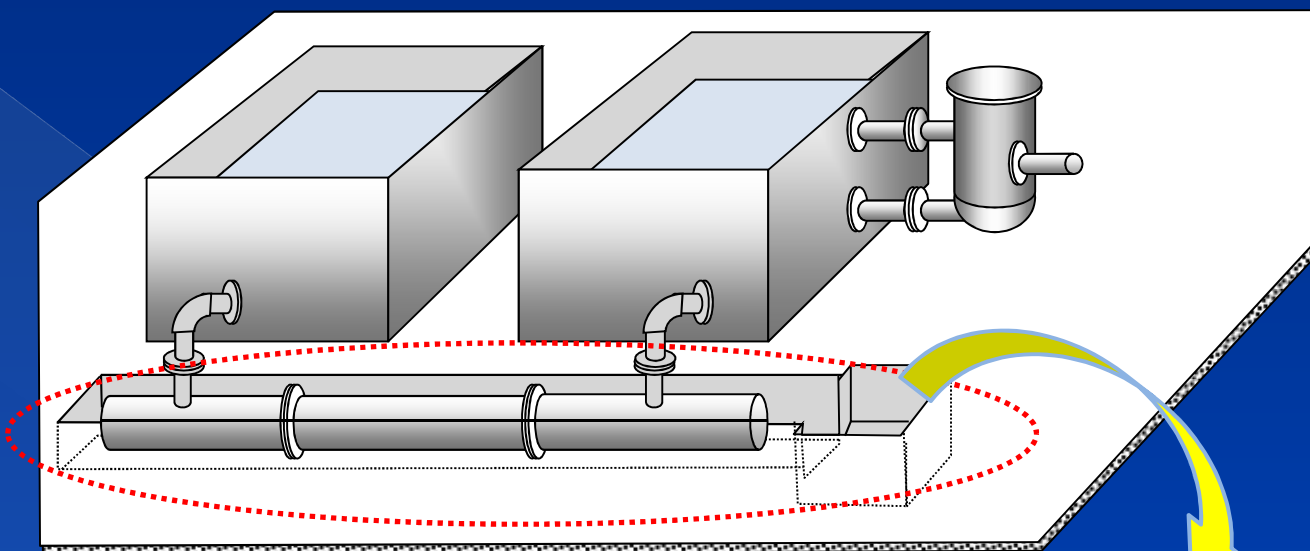
一 次のいずれにも適合すること。

イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。

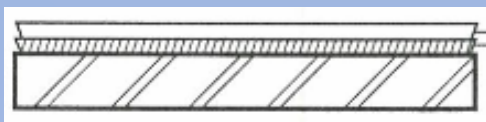
ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

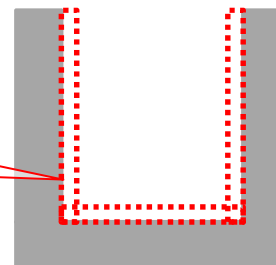
二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。



必要に応じて被覆



排水溝断面図



<構造>

- 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること
- 有害物質により容易に劣化するおそれのないもの
- 排水溝等の表面は、必要に応じて耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆

点検について

- ・排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無について一年に一回以上

※以下の場合は三年に一回以上

- ・有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置がある場合（地下への浸透を検知する装置、水の流量の変動を計測する装置を配置する等）

かつ、

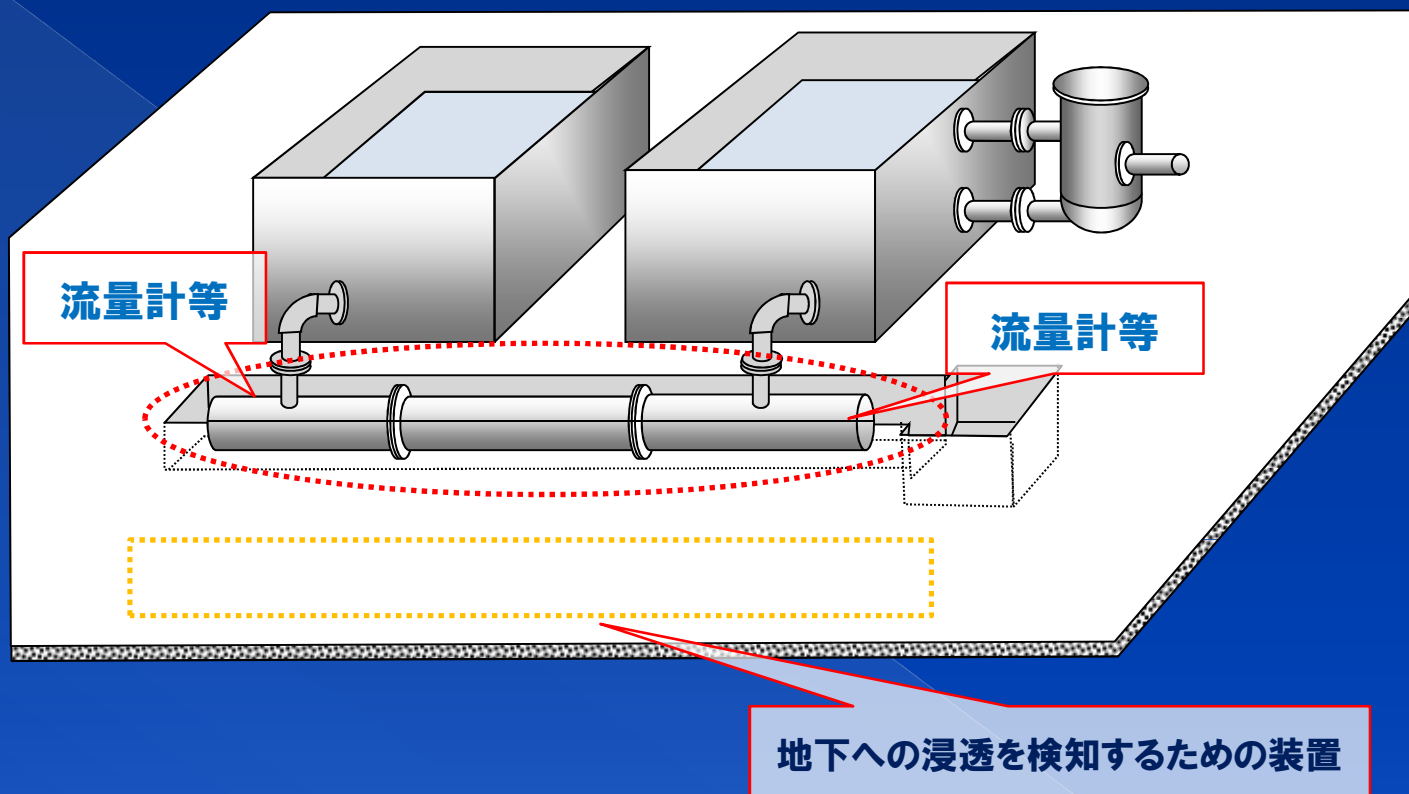
- ・地下への浸透の点検を一月（有害物質の濃度の測定による点検を行う場合は、三月）に一回以上行う場合

B基準

第五条

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している排水溝等(この省令の施行の際現に存するものに限る。)のうち新規則第八条の五に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該排水溝等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

- 一 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。
- 二 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。



<構造>

・有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること

例) 地下への浸透を検知するための装置又は流量の変動を計測するための装置
を適切に配置 等

点検について

以下の内容について、点検を行うこと。

①排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無
について六月に一回以上

②排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の
有無
について一月に一回以上

※ただし、有害物質の濃度の測定により地下への浸透の
有無の点検を行う場合は、三月に一回以上

C基準

構造等に関する基準及び点検の方法について

☆C基準は構造等に関する基準は規定されていないため、点検のみを実施

①排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無について 一月に一回以上

※ただし、目視が困難な場合において、目視以外の方法による排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無の点検を行う場合は、当該方法に応じ、適切な回数で行う。

②排水溝等の内部の水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無について一年に一回以上

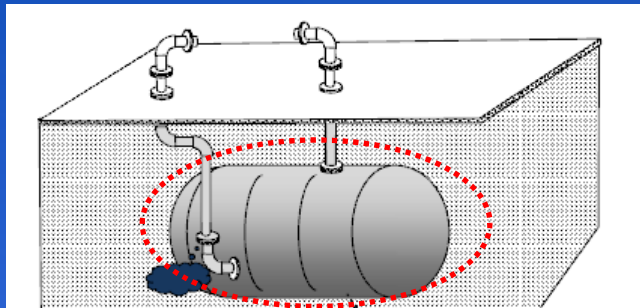
※ただし、排水溝等の内部の水の水位の変動の確認以外の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無の点検を行う場合は、当該方法に応じ、適切な回数で行う。

5) 地下貯蔵施設①

☆「地下貯蔵施設」とは

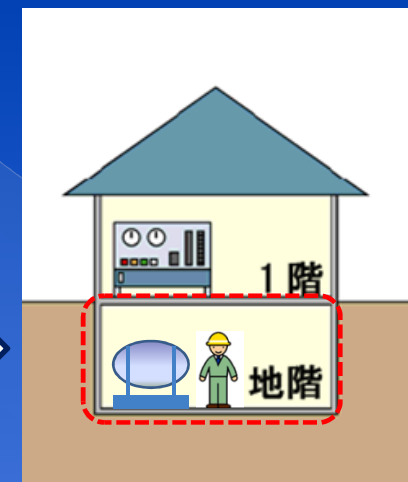
- ・地下に設置されている有害物質貯蔵施設
- ・地下貯蔵施設には、施設本体に加えて付帯する配管等が含まれ、有害物質を含む水の流れる部分が構造等に関する基準及び定期点検の対象となる。

☆設置されている地下室が人の容易に立ち入ることができる場合など、貯蔵施設からの漏えいが目視で容易に確認できる場合には、地上の貯蔵施設と同等とみなされ、構造等に関する基準は適用されずに、破損、漏えいの点検のみが適用される。



地下貯蔵施設(地下タンク等)

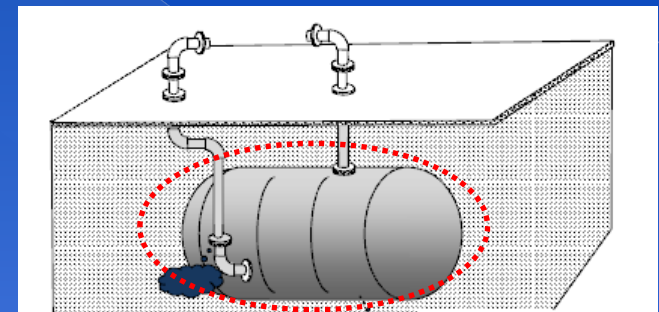
地下にあっても
人が容易に確認出
来るため、
地上と同じ扱いと
なるケース



5) 地下貯蔵施設②

☆地下に設置される場合には施設からの漏えいそのまま地下浸透に繋がることから、特別に基準が設けられているが、目視等による点検が通例は困難であることから、点検に様々な工夫を要するものである。

☆点検を円滑に実施できたり、万一の事故時の処理を円滑に行えたりすることから、含まれる有害物質等の名称や貯蔵開始年月日等必要な事項を記載した標識を設けることが望ましい。



A基準

(地下貯蔵施設の構造等)

第八条の六

有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されているもの(以下「地下貯蔵施設」という。)は、有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 次のいずれにも適合すること。

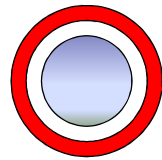
イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。

ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。
ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

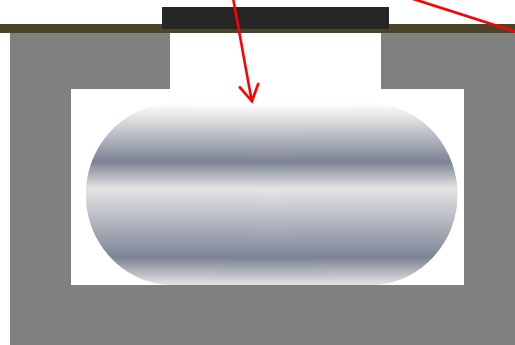
地下貯蔵施設断面図



コーティング

必要に応じて腐食防止措置！

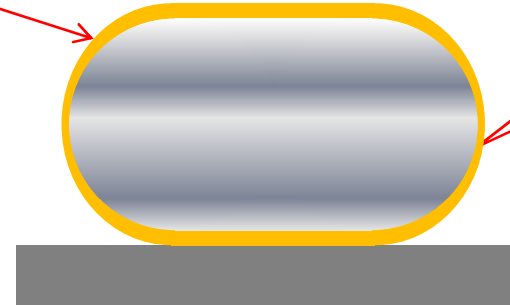
地上
地下



タンク室内への設置



貯蔵施設内の水の量を
確認できるように、
装置の設置や措置を！
例)水の量の表示装置



外殻

二重殻構造

<構造>

- ・有害物質を含む水の漏えい防止措置を講じた構造及び材質であること。
例)タンク室内への設置や二重殻構造等
- ・地下貯蔵施設の外面には、腐食防止の措置が講じられていること。(必要に応じて)
- ・地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置の設置や有害物質を含む水の量を確認できる措置

点検について

- ・地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無について
一年に一回以上

※地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による

以下の場合には三年に一回以上

- ①危険物の規制に関する政令第十三条第一項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第二項に規定する二重殻タンクであつて、消防法第十一条第五項に規定する完成検査を受けた日から十五年を経過していないものである場合
- ②有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置(漏えい等を検知する装置、水の流量の変動を計測する装置を適切に配置等)が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を一月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合は、三月)に一回以上行う場合

※地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合は、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。

B基準

第六条

地下貯蔵施設(この省令の施行の際現に存するものに限る。)のうち新規則第八条の六に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該地下貯蔵施設が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

一 次のいずれにも適合すること。

イ 新規則第八条の六第一号ハに適合すること。

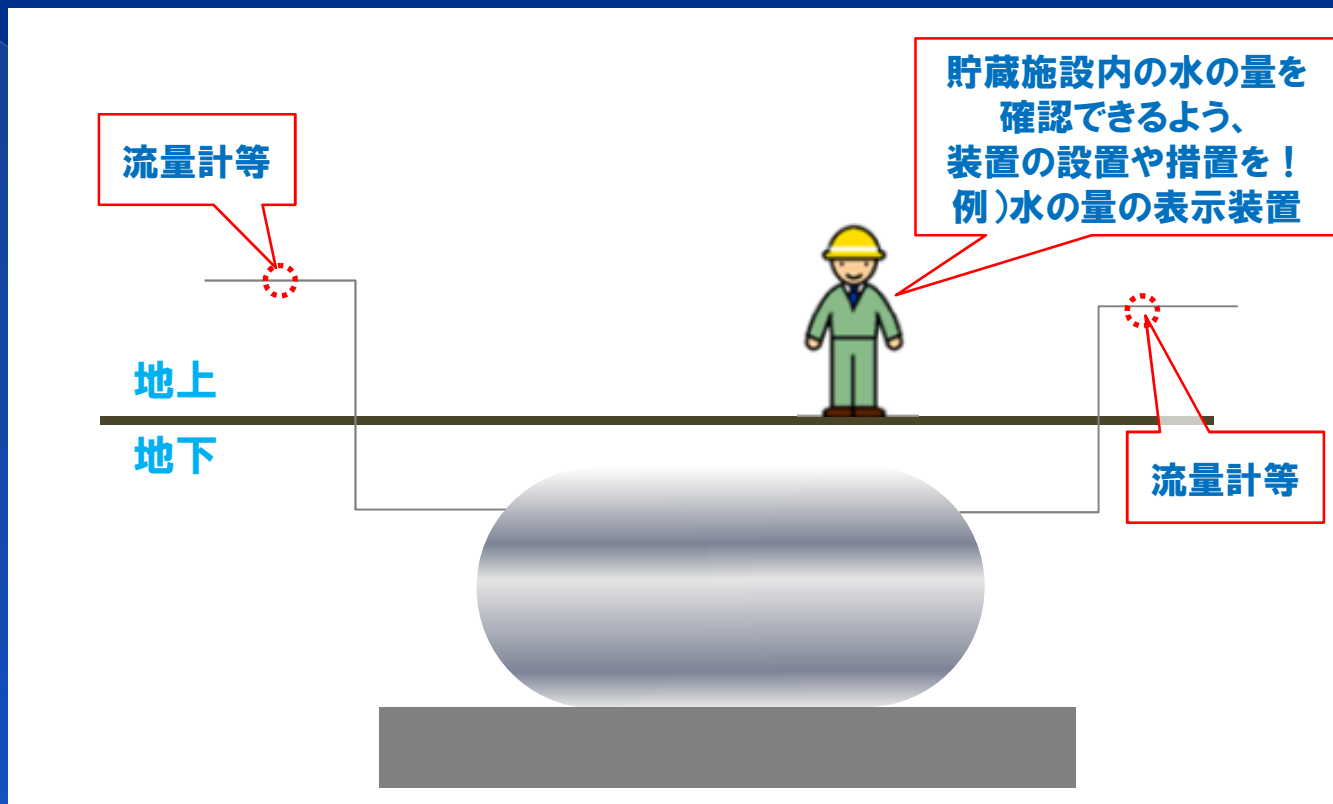
ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。

二 次のいずれにも適合すること。

イ 新規則第八条の六第一号ハに適合すること。

ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。

ケース①(第6条第1項関係)

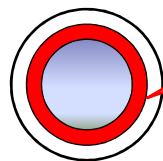


<構造>

- 有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。
例)有害物質を含む水の量を表示する装置等
- 有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。
例)漏えい等を検知するための装置、水の流量の変動を計測するための装置

ケース②(第6条第2項関係)

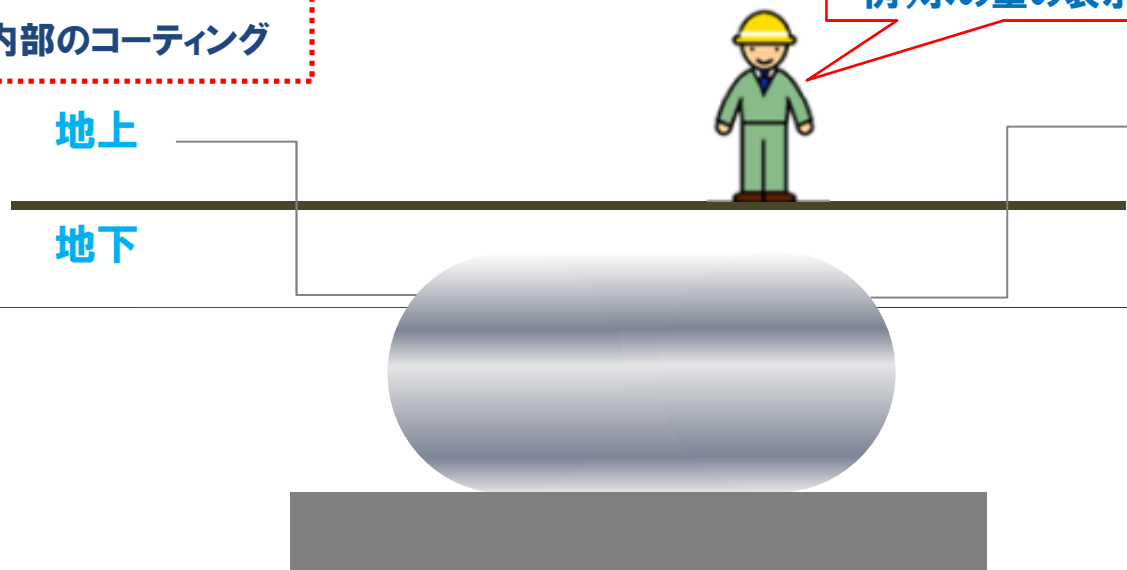
地下貯蔵施設断面図



コーティング

地下貯蔵施設内部のコーティング

貯蔵施設内の水の量を
確認できるように、
装置の設置や措置を！
例)水の量の表示装置



<構造>

- 有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。
例)有害物質を含む水の量を表示する装置等
- 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。

点検について

ケース①の場合

- ・地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無について 一月に一回以上

※有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合は、三月に一回以上

ケース②の場合(ケース②と同等以上の場合含む。)

- ・有害物質を含む水の漏えい等の有無について 一年に一回以上

※地下貯蔵施設の内部の 気体の圧力、水位の変動の確認等

ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力、水位の変動の確認以外の方法による点検を行う場合には、当該方法に応じ、適切な回数で行う。

C基準

構造等に関する基準及び点検の方法について

☆C基準は構造等に関する基準は規定されていないため、点検のみを実施

☆地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認
又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む
水の漏えい等の有無について一年に一回以上

※ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の
方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を
行う場合は、当該方法に応じ、適切な回数で行う。

使用の方法

今回の改正で有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法について規定された。

- ①有害物質を含む水を扱う作業（受入れ、移替え及び分配その他）は、流出したり、地下に浸透しない方法で行うこと。
- ②有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認等、運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。
- ③有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。
- ④使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること

～点検要領及び点検計画について～

1) 点検要領

次のような事項を盛り込み、具体化することが考えられる。

- ①改正水濁法第14条第5項の規定による点検としての位置づけ
- ②点検対象施設に関する情報(名称や有害物質使用特定施設等の別)
- ③点検体制
- ④点検計画及び記録表の位置づけ(具体的な計画、記録表は別途作成を想定)
- ⑤対象施設の基準適用対象(例えば、床面や防液堤、配管等・・・の対象の特定)
- ⑥基準適用対象毎の適用基準及びその内容
(例えば、A基準、目視等により〇〇)
- ⑦基準適用対象毎の点検方法、点検回数(管理要領に基づくものも含む)
- ⑧点検記録の保存期間
- ⑨その他(例えば、C基準では、点検項目の適用期間など)

点検要領の作成を！



2) 点検計画について

点検要領に基づき点検計画を作成して点検を行う場合には、次のような内容が考えられる。

- ①基準適用対象毎の点検内容及び点検実施時期
- ②点検の実施体制(例えば、点検実施責任者や点検担当者を設定)

※点検要領や点検計画に基づき点検記録表を作成する場合には、次のような内容が考えられる。

- ①基準の適用対象毎の水濁法施行規則に規定される記録事項
点検年月日、点検実施責任者、点検実施者、点検方法、点検結果、補修等の措置を講じた場合の措置内容 など
- ②上記の記録にあたって把握、記録が望ましい事項
前回定期点検以降に異常や漏えい等について確認された事項（日常点検で確認された事項も含む）、その改善及び完了時期、改善確認者など
なお、日常点検や定期点検によらず異常等が確認された場合の記録表自体は別途作成し、定期点検に当たって必要事項を確認することが考えられる。
- ③その他特記事項
既にある点検要領や記録表を活用する場合には、水濁法に基づく点検の記録内容が判別できるようにする必要がある。

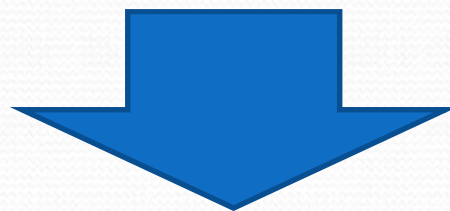


改正水質汚濁防止法に係る 届出等の手続きについて

改正水質汚濁防止法について

目的：有害物質による地下水汚染の防止

- 有害物質の貯蔵施設の届出
- 特定施設、貯蔵施設の設備の届出
- 構造基準の遵守
- 構造基準のレベルに応じた点検・記録保存



行政へ届出をすることにより、事業者としても施設基準の状況を把握し、点検頻度等を確認できる。

届出のポイント

- ①既存の有害物質貯蔵指定施設について、平成24年6月1日から30日以内に使用の届出をする必要があります。
- ②既に設置している有害物質使用特定施設や貯蔵施設については、3年以内に、構造基準(A・B基準)を満たすよう施設・設備の変更が必要であり、着手の60日前までに変更の届出が必要です。

届出のポイント

③「既存施設はA・B基準に適合している」と自信がある場合でも、3年以内に**設備の報告**をお願いします。
(報告は行政指導であり、義務ではありませんが、3年経過後に構造基準不適合が明らかとなった場合は改善命令対象となるので注意！)

④・・・そもそも、以前の届出内容と現在の施設現況が一致していますか？(届出忘れは早急に届出を！)

→設置届だけでなく、廃止届も適切な処理をお願いします。

大分県における届出の法的根拠について

有害物質使用特定施設

新規設置



法第5条第1項に基づく届出
→様式1 + 別紙1～6

瀬戸内法対象事業者は、
瀬戸内法に基づく設置許可が必要。

有害物質貯蔵指定施設

新規設置



法第5条第3項に基づく届出
→様式1 + 別紙12～15

瀬戸内法対象事業者も、
水質汚濁防止法に基づく届出となる。

注意！

「有害物質～と書いてあったら、全て法第5条第3項の届出」
ではありません。

法第5条第3項で届出をする「有害物質使用特定施設」とは、事業場の敷地に降った雨水も含めて、全量を下水道終末処理場で処理する地域（東京などの合流式下水道）での届出です。

大分県内では、雨水を下水道終末処理場で処理することはありません（分流式下水道）ので、特定施設は法第5条第1項での届出となります。

有害物質使用特定施設の届出について

1. 既存の有害物質使用特定施設(届出済みのもの)

法附則第2条に基づき、既に届出済みとみなすため、設備の届出(別紙1-2)は、すぐには不要。(瀬戸内法も同様)

2. 既存の有害物質使用特定施設を変更する場合

設備の構造基準がA・B基準を満たさない場合、法第7条に基づき、平成27年5月31日までに基準を満たすよう変更届(様式第1+別紙1-2)が必要。

(瀬戸内法は、A・B基準を満たすために「設備」を変更する場合は変更届。特定施設自体の変更があれば、変更許可申請)

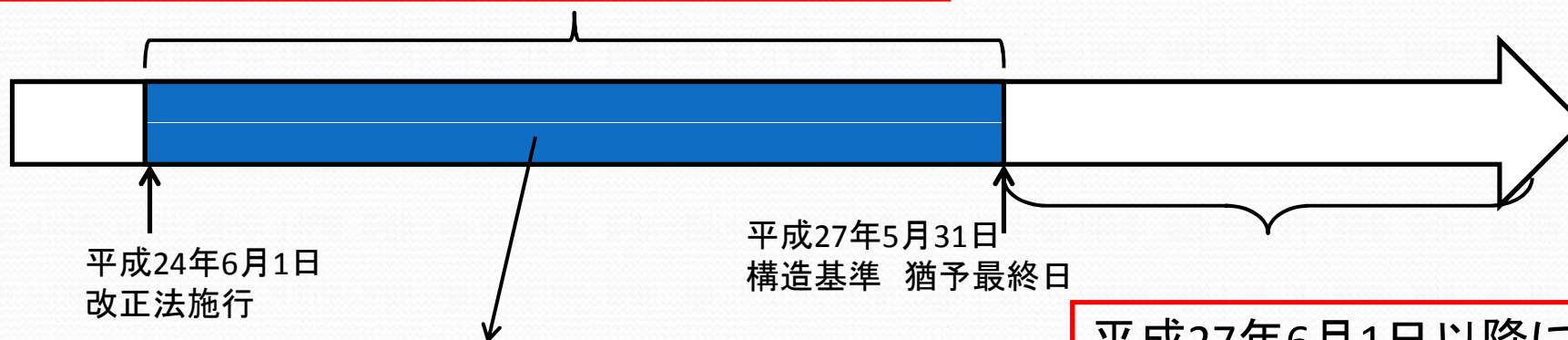
3. 有害物質使用特定施設を新たに設置する場合

これまで同様、法第5条第1項に基づき設置の60日前までに届出(瀬戸内法は設置許可申請)

その1 既存の有害物質使用特定施設

- ① 既存の施設・設備・配管等が、A基準又はB基準に適合しない場合
(古くからあるクリーニング店、めっき施設等)

既存施設・設備は、平成27年5月31日までに
A基準またはB基準に適合させる必要あり。
※ **変更前60日までに保健所へ変更届を提出!**



平成24年6月1日以降に新規設置する場合、
A基準に適合させる必要あり。(B基準では×)
※ **設置前60日までに保健所へ設置届を提出!**

平成27年6月1日以降に
特定施設を設置・変更する
場合はA基準に適合させる。
(B基準では×)

点検等については、A基準又はB基準に適合するまでの間、
C基準の点検を行う必要がある。(適合したら、A,Bに応じた点検を実施)

その1 既存の有害物質使用特定施設

- ②既存の施設・設備・配管等が、A基準又はB基準に適合する場合
(適切な構造設備を敷設している施設)

原則、届出不要ですが、A基準やB基準に適合している旨を、**報告していただきたい**(行政指導)。



平成24年6月1日以降に新規設置する場合、
A基準に適合させる必要あり。(B基準では×)
※ **設置前60日までに保健所へ設置届を提出!**

平成27年6月1日以降に
設置・変更させる場合は
A基準に適合させる。
(B基準では×)

点検等については、A基準又はB基準に適合しているので、
A基準又はB基準に応じた点検を行う。

有害物質貯蔵指定施設の届出について

1. 既存の有害物質貯蔵指定施設

法附則第3条(法第6条第1項とみなす)に基づき、平成24年6月30日までに届出が必要。

(瀬戸内法対象事業者であっても、水質汚濁防止法に基づく届出となる)

2. 既存の有害物質貯蔵指定施設 を変更する場合

設備の構造基準がA・B基準を満たさない場合、法第7条に基づき、平成27年5月31日までに基準を満たすよう変更届(様式第1+別紙12~15)が必要。

(瀬戸内法対象事業者であっても、水質汚濁防止法の変更届)

3. 有害物質貯蔵指定施設 を新たに設置する場合

法第5条第3項に基づき設置の60日前までに届出

(瀬戸内法対象事業者であっても、水質汚濁防止法に基づく届出となる)

その2 既存の有害物質貯蔵指定施設

- ① 既存の施設・設備・配管等が、A基準又はB基準に適合しない場合
(古くからあるタンク等)

平成24年6月30日までに
保健所へ届出する！

既存施設・設備等は、平成27年5月31日までに
A基準またはB基準に適合させる必要あり。
※ 変更前60日までに保健所へ変更届を提出！



平成24年6月1日以降に新規設置する場合、
A基準に適合させる必要あり。(B基準では×)
※ 設置前60日までに保健所へ設置届を提出！

平成27年6月1日以降に
設置・変更させる場合は
A基準に適合させる。
(B基準では×)

点検等については、A基準又はB基準に適合するまでの間、
C基準の点検を行う必要がある。(適合したら、A,Bに応じた点検を実施)

その2 既存の有害物質貯蔵指定施設

- ②既存の施設・設備・配管等が、A基準又はB基準に適合する場合
(消防法等の指導を受け、適切な設備等を敷設しているタンク等)

平成24年6月30日までに
保健所へ届出する！

その後の届出は、必要ありません。
(既存施設・設備等を変更する際には、変更前60日までに保健所へ変更届を提出)



平成24年6月1日以降に新規設置する場合、
A基準に適合させる必要あり。(B基準では×)
※ 設置前60日までに保健所へ設置届を提出！

平成27年6月1日以降に
設置・変更させる場合は
A基準に適合させる。
(B基準では×)

点検等については、A基準又はB基準に適合しているので、
A基準又はB基準に応じた点検を行う。

標準的な流れ

- ① 事業場内の有害物質**貯蔵**指定施設の有無を確認。
あれば、急いで保健所等へ届出。(構造基準は猶予される)
(瀬戸内対象事業者は県庁環境保全課へ届出) H24.6.30まで



基準に対応した
点検が必要

- ② 有害物質使用特定施設、有害物質**貯蔵**指定施設の設備を
確認し、保健所等へ相談。(設備の構造変更予定、点検内容など)



基準に対応した
点検が必要

- ③ 有害物質使用特定施設、有害物質**貯蔵**指定施設の設備
の変更届を出した上で、実際の設備変更へ着手！



基準に対応した
点検が必要

- ④ 設備の構造基準をA・B基準に適合させた状態でH27.5.31を
迎える。(その後も構造基準に対応した点検を続ける。)

Q1: クリーニング所で、テトラクロロエチレンを使用したドライ機があるが、廃液を溜めるタンクも設置している。床面などの構造は、まだAB基準のいずれにも適合しない。届出はどうすればいいか？

A1: 平成24年6月30日までに、保健所等へタンク(有害物質貯蔵指定施設)の届出を行うこと。その上で、3年以内にドライ機及び廃液タンクに係る設備等について、AB基準のいずれかに適合させる必要がある。
3年の間にその準備を進め、着工する60日前までに保健所等へ変更の届出をすること。
※ 床面の構造等については、3年間は構造基準がかからないので、点検をする限り、罰則適用などはないが、C基準の点検を実施する必要がある。

Q2: クリーニング所で、テトラクロロエチレンを使用したドライ機があるが、廃液を溜めるタンクも設置している。廃液タンクへ送る管を付け替えようと考えているが、どうすればいいか？

A2: 平成24年6月1日以降に設備・配管等を変更する場合、その部分はA基準に適合させる必要がある(平成27年5月31日までにB基準に適合させるための変更は除く)。
その際には、60日前までに保健所へ変更の届出をすること。床など、変更しない他の設備等については、平成27年5月31日までにA, B基準のいずれかに適合させればよい。

記載方法については、以下の紙資料を ご覧いただきながら説明します。

様式第1 (第3条関係) (表面) ◯

第5条第1項の規定による有害物質使用特定施設の例
(様式の変更、追加があった部分に限る) ◯

特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) (設置) (使用、変更) 届出書 ◯

2012年7月24日 ◯

都道府県知事 ◯
(市長) ◯ 殿 ◯

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名 ◯ 印 ◯

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項 (第6条第1項又は第2項、第7条) の規定に
より、特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) について、次のとおり届け出ます。 ◯

| | | | |
|------------------------|--|--------------|---------|
| 工場又は事業場の名称 ◯ | 〇〇株式会社 △△事業所 ◯ | ※整理番号 ◯ | |
| 工場又は事業場の所在地 ◯ | 〒〇〇〇-〇〇〇〇 ◯ 〇〇市△△1-2-3 ◯ | ※受理年月日 ◯ | 年 月 日 ◯ |
| 特定施設の種類 ◯ | 65 酸又はアルカリによる表 面処理施設 ◯ 66 電気めっき施設 ◯ | ※施設番号 ◯ | |
| 有害物質使用特定施設の該当 の有無 ◯ | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ◯ | ※審査結果 ◯ | |
| 第5条第1項関係 ◯ | △特定施設の構造 ◯ | 別紙1のとおり。 ◯ | ※備考 ◯ |
| | △特定施設の設備 (有害物質使用 特定施設の場合に限る。) ◯ | 別紙1の2のとおり。 ◯ | |
| | △特定施設の使用の方法 ◯ | 別紙2のとおり。 ◯ | |
| | △汚水等の処理の方法 ◯ | 別紙3のとおり。 ◯ | |
| | △排水水の汚染状態及び量 ◯ | 別紙4のとおり。 ◯ | |
| | △排水水の排水系統別の汚染 状態及び量 ◯ | 別紙5のとおり。 ◯ | |
| | △排水水に係る用水及び排水 の系統 ◯ | 別紙6のとおり。 ◯ | |

基準と点検の関係について

| 構造基準 | 基準の厳しさ 対策コスト |
|------|-----------------------|
| A | 厳しい基準 高額 |
| B | 緩やかな基準 やや高額 |
| C | 現状維持 ただしH27.5.31まで |



| 構造基準 | 点検の回数 点検費用 |
|------|--|
| A | 少ない回数 小額 |
| B | やや多い回数 高額 |
| C | 多い回数 高額 緩和されている ただしH27.5.31まで |



どの程度の構造基準を採用するかは、
事業者の判断にお任せします。

構造基準のレベルについて

○構造基準は、3年間のうちにA基準又はB基準に適合させる必要がある。



設備の種類によって、A基準とB基準が混在しても良い。

| 範囲 | 設備の種類 | 設備の構造 | 構造基準 ランク | 対応する点検内容 | 点検頻度 |
|---|--------|---|-------------|--|------------------------|
| 有害物質貯蔵 指定施設 有害物質の種類 :シアン (原材料保管 タンク) | 床面及び周囲 | <ul style="list-style-type: none"> ・本体は土の上に直接設置 ・周辺の床面は厚さ100mmコンクリート、表面にFRPライニング ・周囲には側溝、流出を防止(貯留量〇m3) ・施設近傍(下流側)に観測井を設置。 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無 ・観測井の水質を測定する | 年1回 観測井の水質調査は3か月に1回 |
| | 地上配管 | <ul style="list-style-type: none"> ・ステンレス製、内部は塩化ビニルライニング ・床面から離して設置しており、目視による漏洩の確認ができる。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ・配管等からの漏洩の有無 | いずれも1年1回以上 |

配管などは、A基準とB基準が混在しても良い。

有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法(早見表) (※ 大阪府作成)

A: 新設施設(平成24年6月1日以後に設置)に適用される基準 B: 既設施設(平成24年6月1日より前に設置)でA基準に適合しないものに適用される基準 C: 既設施設に平成24年6月1日から3年間に限り適用される基準

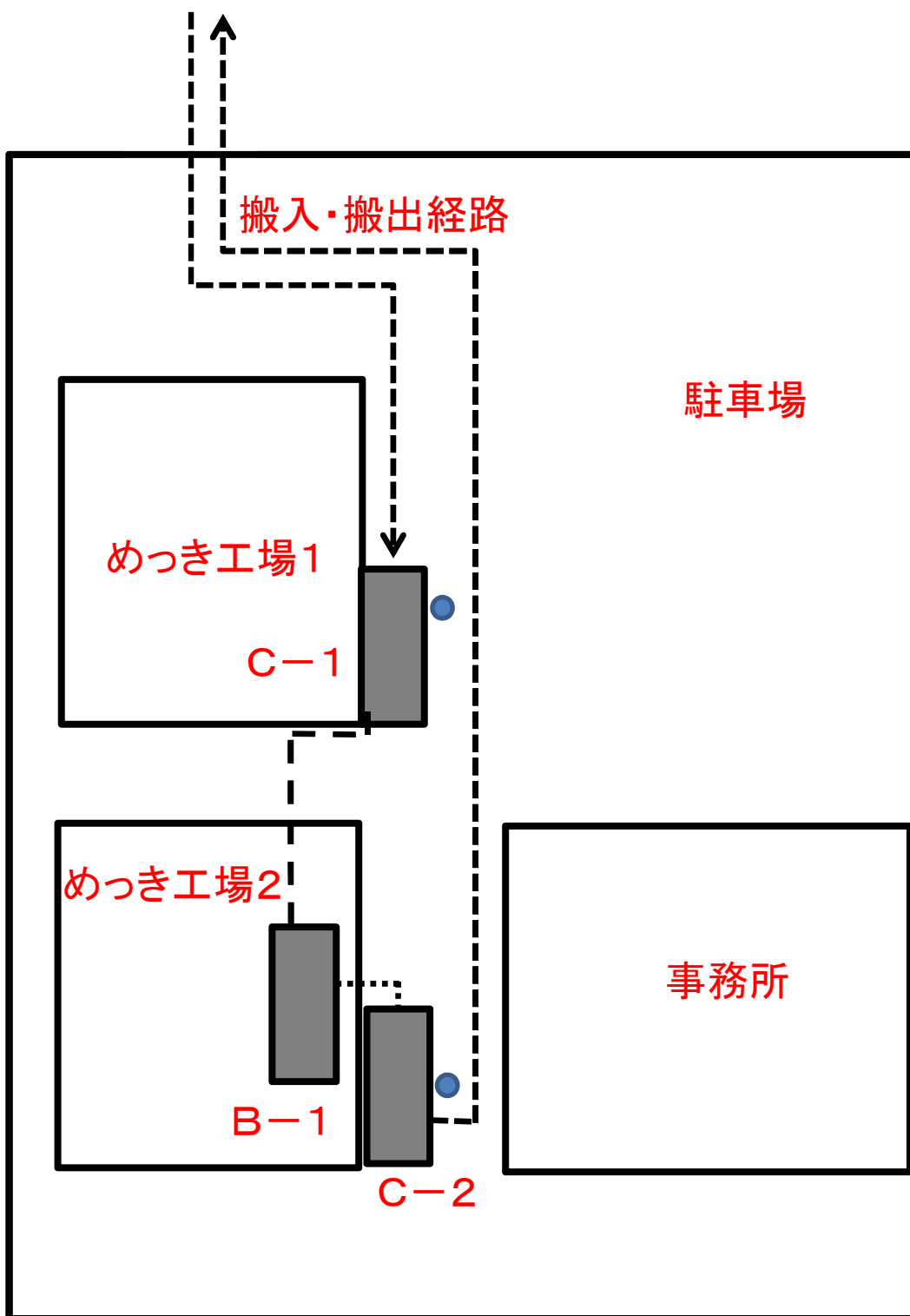
| 対象 | 構造等に関する基準 | | | 定期点検の方法 | | 対象 | 構造等に関する基準 | | | 定期点検の方法 | | | | | | |
|---------------------|-----------|----|---|---|---|--------|--------------------|---|---|---|---|--|---|--------|--|----------------------|
| | 基準 | 区分 | 内容 | 項目 | 頻度 | | 基準 | 区分 | 内容 | 項目 | 頻度 | | | | | |
| 床面及び周囲 | A | 1 | イ 床面は、コンクリート等の不浸透性材料による構造であること ロ 床面は、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること ハ 防液堤等が設置されていること | ①床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ②防液堤等のひび割れ等の異常の有無 | ①1年1回以上 ②1年1回以上 | 排水溝等 | A | 1 | イ 地下への浸透の防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないものであること ハ 表面は、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること | 排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 * 排水溝等からの地下への浸透の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の地下への浸透を確認できる措置を講じている場合 | 1年1回以上 * 3年1回以上、かつ、地下への浸透の有無の点検を1月1回(又は有害物質の濃度測定を3月1回)以上 | | | | | |
| | | 2 | 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること | 措置に応じた点検事項 | 措置に応じた頻度 | | | 2 | 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること | 措置に応じた点検事項 | 措置に応じた頻度 | | | | | |
| | | 3 | 床の下の構造が床面からの漏えいを目視により容易に確認できるもの | 床の下への漏えいの有無 | 1月1回以上 | | | 2 | 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること | 措置に応じた点検事項 | 措置に応じた頻度 | | | | | |
| | B | 1 | 施設本体が床面に接し、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体が接する床面がA基準の1のイ・ロに適合しない場合 | イ 施設本体の下部以外の床面及び周囲について、A基準に適合 ロ 漏えい等の検知装置が適切に配置されていること又はこれと同等以上の措置が講じられていること | ①床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ②防液堤等のひび割れ等の異常の有無 | | ①1年1回以上 ②1年1回以上 | B | 1 | 排水溝等からの地下への浸透の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること | ①排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ②排水溝等からの地下への浸透の有無 | ①6月1回以上 ②1月1回以上又は有害物質の濃度の測定を3月1回以上 | | | | |
| | | 2 | 施設本体が床面から離して設置され、施設本体の下部の床面がA基準の1のイ・ロに適合しない場合 | 施設本体の下部以外の床面及び周囲について、A基準に適合 | | | | 2 | 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること | 措置に応じた点検事項 | 措置に応じた頻度 | | | | | |
| C | | | 床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 | 1月1回以上 | C | | | ①排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 * 目視以外の方法による場合 ②排水溝等の内部の水の水位の変動の確認による排水溝等からの地下への浸透の有無 * ②と同等以上の効果を有する方法による場合 | ①1月1回以上 * 方法に応じた頻度 ②1年1回以上 * 方法に応じた頻度 | | | | | | | |
| 施設本体 (地下貯蔵施設を除く) | | | a. ①施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無 ②施設本体からの漏えいの有無 | ①1年1回以上 ②1年1回以上 | 地下貯蔵施設 | A | 1 | イ タンク室内に設置される構造、二重構造等の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること ロ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること(腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない) ハ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること | a. 貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認による貯蔵施設からの漏えい等の有無 * 消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していない地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの場合 **貯蔵施設からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合 | 1年1回以上 * 3年1回以上 **3年1回以上、かつ、貯蔵施設からの漏えい等の有無の点検を1月1回(又は有害物質の濃度測定を3月1回)以上 | | | | | | |
| | | | b. (床面及び周囲がB基準に適合する場合) ①施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無 ②施設本体からの漏えい等の有無 * 目視又は漏えい等の検知装置以外の方法により点検を行う場合 | ①1年1回以上 ②1月1回以上 * 方法に応じた頻度 | | | | | | | | b. (貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認以外の同等以上の方法による場合) 貯蔵施設からの漏えい等の有無 | 方法に応じた頻度 | | | |
| 配管等 (地上配管) | A | 1 | イ 漏えいの防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないものであること ハ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること(腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない) | ①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無 | ①1年1回以上 ②1年1回以上 | 地下貯蔵施設 | 2 | | 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること | 措置に応じた点検事項 | 措置に応じた頻度 | | | | | |
| | | 2 | 漏えいが目視で容易に確認できるように床面から離して設置されていること | | | | | | | | | | | | | |
| | B | 1 | 漏えいが目視で確認できるように設置されていること | ①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無 | ①6月1回以上 ②6月1回以上 | | 1 | イ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること ロ 貯蔵施設からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられていること | 貯蔵施設からの漏えい等の有無 | 1月1回以上又は有害物質の濃度測定を3月1回以上 | | | | | | |
| 配管等 (地下配管) | A | 1 | (配管等をトレンチ内に設置している場合) イ トレンチの底面及び側面は、コンクリート等の不浸透性材料によること ロ トレンチの底面の表面は、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること | ①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無 ③トレンチの側面、底面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 | ①1年1回以上 ②1年1回以上 ③1年1回以上 | 地下貯蔵施設 | B | 2 | 2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること | 貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認による貯蔵施設からの漏えい等の有無 * 上記以外の同等以上の方法による場合 | 1年1回以上 * 方法に応じた頻度 | | | | | |
| | | 2 | イ 漏えいの防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないものであること ハ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること(腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない) | a. 配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による配管等からの漏えい等の有無 * 消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していない地下埋設配管の場合 **配管等からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合 | 1年1回以上 * 3年1回以上 **3年1回以上、かつ、配管等からの漏えい等の有無の点検を1月1回(又は有害物質の濃度測定を3月1回)以上 | | | | | | | C | | | 貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認による貯蔵施設からの漏えい等の有無 * 上記以外の同等以上の方法による場合 | 1年1回以上 * 方法に応じた頻度 |
| | | 3 | 1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること | 措置に応じた点検事項 | 措置に応じた頻度 | | | | | | | | | | | |
| | B | 1 | トレンチ中に設置されていること | ①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無 ③トレンチの側面、底面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 | ①6月1回以上 ②6月1回以上 ③6月1回以上 | 地下貯蔵施設 | A・B共通 | 1 | イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散、流出、地下浸透しない方法で行うこと ロ 有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること ニ イ〜ハに掲げる使用の方法、点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること | 管理要領からの逸脱及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出、地下への浸透の有無 | 1年1回以上 | | | | | |
| | | 2 | 配管等からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられていること | 配管等からの漏えい等の有無 | 1月1回以上又は有害物質の濃度測定を3月1回以上 | | | | | C | | | 有害物質使用特定施設等に係る作業に伴う有害物質を含む水の飛散、流出、地下への浸透の有無 | 1年1回以上 | | |
| C | | | 配管等の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認による配管等からの漏えい等の有無 * 上記以外の同等以上の方法による場合 | 1年1回以上 * 方法に応じた頻度 | | | | | | | | | | | | |

注1) A,B,C各基準内のいずれかの区分を満たしていれば、当該基準を満たしていることとなります
注2) 内容、項目欄のイロハニ、①②③はすべて満足することが必要で、ab1はいずれかを満足すればよいことを示します

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設及びそれらに付帯する設備についての一覧票(例)

| 施設番号 | 範囲 | 設備の種類 | 設備の構造 | 設備の寸法 | 配置(地下貯蔵施設の場合はその旨) | 使用の方法(特定施設、貯蔵施設) | 構造基準ランク | 対応する点検内容 | 点検頻度 |
|------|---|----------|---|--|-----------------------|------------------|---------|---|------------------------------|
| C-1 | 有害物質貯蔵指定施設 有害物質の種類:シアン (原材料保管タンク) | 床面及び周囲 | ・ポリエチレン製本体は土の上に直接設置 ・周辺の床面は厚さ100mmコンクリート、表面にFRPライニング ・周囲には側溝、流出を防止(貯留量〇m ³) ・本体近傍に水質観測井を設置 | 側溝内側:4m×5m | メッキ工場1棟屋外に設置。図面1FのC-1 | 管理要領1 のとおり策定済み | B | ・床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無 ・観測井の水質を測定する | 年1回 観測井の水質調査は3か月に1回 |
| | | 地上配管 | ・ステンレス製、内部は塩化ビニルライニング ・床面から離して設置しており、目視による漏洩の確認ができる。 | 直径30mm×15m | メッキ工場1F C-1からB-1までの範囲 | - | A | ・配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ・配管等からの漏洩の有無 | いずれも1年1回以上 |
| B-1 | 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 有害物質の種類:硝酸 | 床面及び周囲 | ・本体は、床から離して設置 ・床は厚さ100mmコンクリート ・床面表面は塩化ビニルライニング ・周辺には側溝を設け、流出を防止 | 側溝内側:4m×6m | メッキ工場2棟1Fに設置。図面1FのB-1 | 管理要領1-1のとおり策定済み | A | ・床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無 | 1年に1回以上 |
| | | 排水溝・ためます | ・コンクリート製 厚さ50mm ・被覆なし | 排水溝:幅300mm×深さ200mm×10m ためます:500mm×500mm×400mm | 図面1F中B-1～C-1の間 | - | C | ・排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ・内部の水の水位の変動の確認 | ・1か月に1回以上 ・水位の変動の確認は年1回以上 |
| C-2 | 有害物質貯蔵指定施設 有害物質の種類:シアン (廃液タンク) 廃液は、産廃業者のローリー車のホースで汲み取り、産廃処理する。 | 床面及び周囲 | ・ポリエチレン製本体は土の上に直接設置 ・周辺の床面は厚さ100mmコンクリート、表面にFRPライニング ・周囲には側溝、流出を防止(貯留量〇m ³) ・本体近傍に水質観測井を設置 | 側溝内側:4m×5m | メッキ工場2棟屋外に設置。図面1FのC-2 | 管理要領1 のとおり策定済み | B | ・床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無 ・観測井の水質を測定する | 年1回 観測井の水質調査は3か月に1回 |
| | | 配管 | 対象設備なし | - | - | - | - | | |
| | | 排水溝 | | | | | | | |

事業場内 有害物質使用特定施設等の設備配置状況(図面例)



----- : 有害物質の搬入(ローリー)、搬出(産廃ローリー車)経路

- - - - - : C-1~B-1間 地上配管

..... : B-1~C-2間 ためます・排水溝

● : 観測井

構造等規制制度に対応するためのコストについて

構造等規制制度への対応に当たっての検討に資するため、未然防止の措置に要する費用に関する情報の整理を行うとともに、その参考として、有害物質による地下水汚染が発生した場合の費用（事後対策によるコスト）に関する情報についても整理を行った。

ここに掲載した試算例や事例はあくまで多種多様な対応ケースの一つの例である点に注意は必要であるが、有害物質による地下水汚染が発生した場合には、一般に事業者が負担すべき浄化対策等の事後対策に要する費用は、汚染の規模などの諸条件にもよるが数千万円から数億円におよぶ事例が多い。一方、未然防止の措置に要する費用は、施設の規模や措置の種類などにもよるが数十万円から数百万円程度と想定され、事後対策に要する費用に比べて低コストである。

このため、予め未然防止のための措置を講じることが、事業者が負担すべき費用の軽減や安定した事業の継続につながるとの考えのもとで、対策を検討することが重要である。

なお、以下に挙げる構造等規制制度の対応する費用は仮のスペックを設定した試算例であるため、具体的な検討に当たっては、事業場の特性や基準への適合状況を踏まえて個々の検討が必要となる。

1. 概算施工単価の例

| 工種 | | 概算施工単価 | 施工規模など | 参考資料 | |
|-----------|-------------------------------|-----------------------------|--|-----------------------------|----|
| コンクリート床設置 | | 約13,000 (円/m ²) | 縦10m×横10m×厚0.3m程度 | ①② | |
| 床面被覆 | ビニルエステル、不飽和ポリエステル、エポキシ、ウレタン樹脂 | 単層 | 約1,400～5,000 (円/m ²) | ・10m×10m程度 ・施工に支障する設備等なし | ③④ |
| | | 複層 | 約9,000～23,000 (円/m ²) | 同上 | ④ |
| | フラン樹脂 | 重量物の移動がない場所 | 約26,000 (円/m ²) | 同上 | ④ |
| | | 重量物の移動がある場所 | 約30,000 (円/m ²) | 同上 | ④ |
| 防液堤設置 | | 約5,000 (円/m) | 高さ0.2m、幅0.1m、 施工延長40m程度 | ①②⑤ | |
| 側溝設置 | | 約1,500 (円/m) | 深さ0.15m、幅0.15m、 施工延長40m程度 | ①② | |
| 配管用U字側溝設置 | | (約5,000) ※材料費のみ (円/m) | — | ① | |
| 地下タンク入替工事 | | 約1,500～6,000万 (円/工事) | ・一重殻タンクから、 二重殻タンクに更新 ・10kL以下2～6基を、 20～30kL1～2基に集約 | ⑥ | |

- ・参考資料①：建設物価（2011年8月号）、財団法人建設物価調査会発行
- ・参考資料②：国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）、財団法人建設物価調査会発行
- ・参考資料③：建築コスト情報（2011年7月夏号）、財団法人建設物価調査会発行
- ・参考資料④：メーカーヒアリング結果
- ・参考資料⑤：公共建築工事積算基準（平成19年版）、財団法人建築コスト管理システム研究所発行
- ・参考資料⑥：地下タンク入替工事事例集、全石連ホームページ

（注）上表中の施工規模は、試算のために仮に設定した値であり、施工にあたっては実際の規模に応じた施工単価を用いて工事費を検討する必要がある。

2. 概算施工費用の試算例

◎ 屋外に設置された貯蔵タンクに、コンクリート床、防液堤等を設置し、それらの表面を被覆した場合を想定

◎ 工種別の概算施工費用（例）

① コンクリート床

$$25\text{m}^2 \times 13,000 \text{ 円/m}^2 = 325,000 \text{ 円}$$

②-1 防液堤設置

$$20\text{m} \times 5,000 \text{ 円/m} = 100,000 \text{ 円}$$

②-2 側溝設置

$$20\text{m} \times 1,500 \text{ 円/m} = 30,000 \text{ 円}$$

③-1 床面被覆（不飽和ポリエステル樹脂（単層））

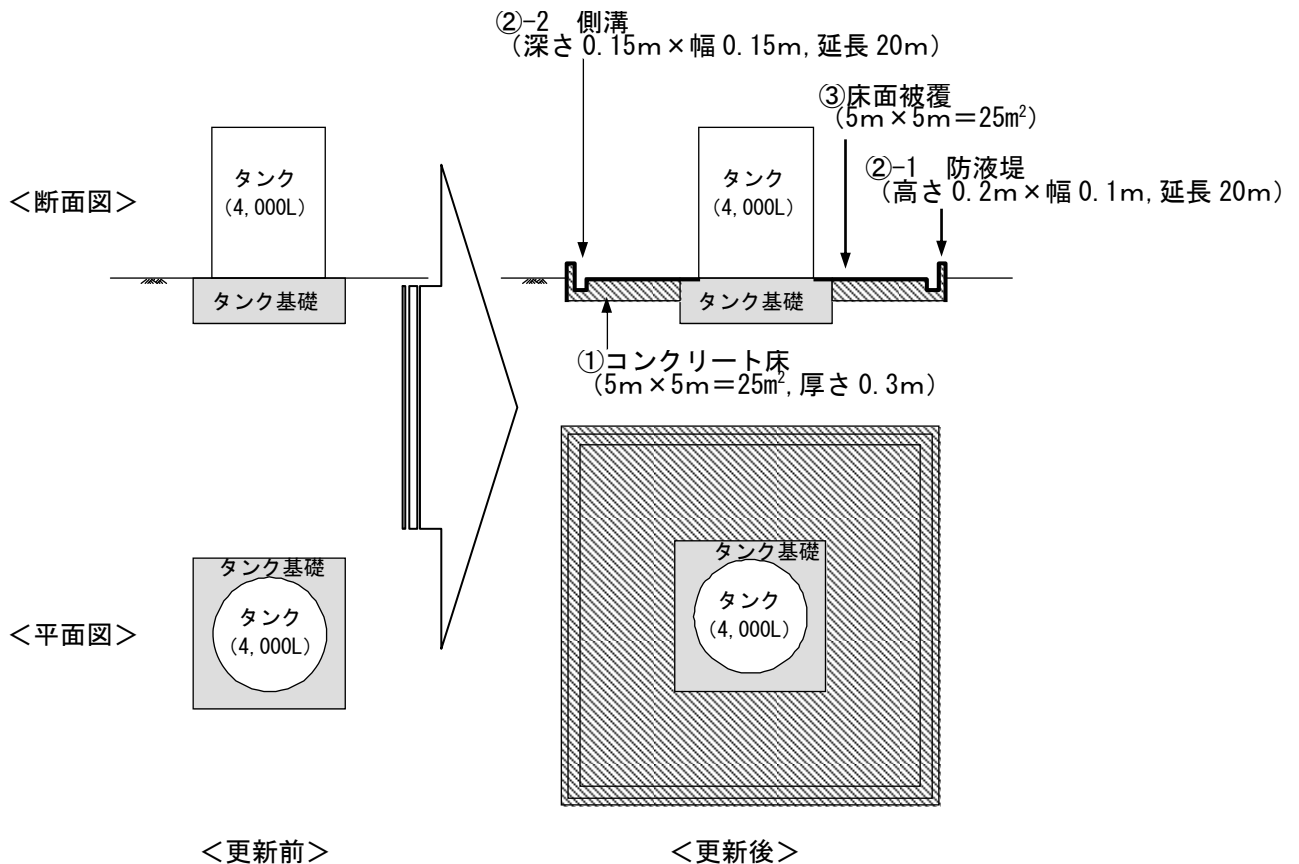
$$25\text{m}^2 \times 3,000 \text{ 円/m}^2 = 75,000 \text{ 円}$$

③-2 床面被覆（フラン樹脂（重量物の移動がない場合））

$$25\text{m}^2 \times 26,000 \text{ 円/m}^2 = 650,000 \text{ 円}$$

◎ 概算施工費用（例）

- ・ ケース 1：コンクリート床、側溝を設置し、不飽和ポリエステル樹脂（単層）で被覆した場合（①+②-2+③-1）＝ 約 45 万円（直接工事費）
- ・ ケース 2：コンクリート床、防液堤を設置し、フラン樹脂（重量物の移動がない場合）で被覆した場合（①+②-1+③-2）＝ 約 110 万円（直接工事費）



(注) 上記は、未然防止策対策と汚染後の浄化対策のコストを比較する目的で作成した試算例である。

【参考】対策費用の事例

| 対策工法 | 汚染および対策の概要 | 対策費用 |
|--|---|--|
| ①地下水揚水法 および土壌ガス吸引法 | ○適用対象：クリーニング事業所／テトラクロロエチレンによる地下水汚染（基準の約 1,000 倍）／汚染面積：約 500m ² 、汚染深度：20m ○適用効果：実施中 ○所要期間：現在対策開始から 10 年目 | 初年度 1,400 万円、 2 年目以降は毎年度 約 700 万円/年 (ランニング・メンテナンス・ モニタリングコストを含む) |
| ②土壌ガス吸引 法 | ○適用対象：給油所／ベンゼンによる地下水汚染（基準の約 8 倍）／汚染面積：25 m ² 、汚染深度：約 2~14m ○適用効果：基準以内に浄化 ○所要期間：22 日間（水蒸気と空気の混合気体を浄化対象範囲に注入し、土壌を 加熱することによって VOCs 等の揮発速度を高め、土壌ガス吸引によ る浄化効率を高める工夫と地下水揚水法も併用） | 約 700 万円 |
| ③エアスピー キング法および フェントン法 | ○適用対象：光学機器製造工場敷地／トリクロロエチレンによる土壌汚染（基準 の約 10 倍）と地下水汚染（基準の約 100 倍）／汚染面積：約 4,600 m ² 、汚染深度：7~18m ○適用効果：基準以内に浄化 ○所要期間：約 5 ヶ月（地中連壁構築期間は除く「南側エアスピーキング 3 ヶ月+ フェントン 2 ヶ月」の合計 5 ヶ月） | 約 1 億円 (エアスピーキング法および フェントン法の工事費、地中 連壁構築は含まず) |
| ④フェントン法 | ○適用対象：化学工場敷地／テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンによる 土壌汚染（基準の 13 倍）、地下水汚染（基準の 200 倍）／汚染面 積：1,400m ² 、汚染深度：5~14m ○適用効果：基準以内に浄化 ○所要期間：6 ヶ月（その後に浄化後の地下水モニタリングを実施中（2 年間）） | 約 8,000 万円 |
| ⑤鉄粉法 | ○適用対象：クリーニング事業所／テトラクロロエチレンによる土壌汚染（基準 の約 40 倍）／汚染面積：154m ² 、汚染深度：2.5m ○適用効果：基準以内に浄化 ○所要期間：2.5 ヶ月（工事後にモニタリングを年 4 回、2 年間実施し、浄化確認 の上で完了） | 約 550 万円 |
| ⑥透過性地下 水浄化壁法およ び不溶化、原 位置封じ込め | ○適用対象：砒素使用工場敷地／砒素及びその化合物による土壌汚染（基準の約 5,700 倍）と地下水汚染（基準の約 19 倍）／汚染面積：9,600m ² 、汚 染深度：土壌 5m、地下水 12m ○適用効果：観測用井戸で年 4 回の地下水モニタリングを 2 年間実施し、地下水 基準に適合していることは確認済（現在は当該敷地を物流倉庫とし て土地利用中） ○所要期間：約 6 ヶ月 | 約 11 億円 |
| ⑦嫌気性バイ オレメディー ーション | ○適用対象：機械工場敷地／シス-1,2-ジクロロエチレンによる土壌汚染（基準の 約 20 倍）と地下水汚染（基準の約 80 倍）／汚染面積：約 3,500 m ² 、汚染深度：4~8m ○適用効果：基準以内に浄化 ○所要期間：約 4 ヶ月（その後に浄化後の地下水モニタリングを実施中） | 約 2,000 万円 |
| ⑧好気性バイ オレメディー ーション | ○適用対象：給油所／ベンゼンによる土壌汚染（基準の 100 倍）と地下水汚染汚 染（基準の 400 倍）／汚染面積：約 300m ² 、汚染深度：9m ○適用効果：基準以内に浄化 ○所要期間：18 ヶ月 | 7,500 万円 |
| ⑨原位置土壌洗 浄法およびフ ェントン法 | ○適用対象：シス-1,2-ジクロロエチレンによる土壌汚染（基準の約 10 倍）、ベン ゼンによる土壌汚染（基準の約 2 倍）／浄化対象処理量：5,400m ³ ○適用効果：基準以内に浄化 ○所要期間：80 日 | 約 1 億 5,100 万円 |
| ⑩原位置封じ込 め およびエ アースパー キング法、土壌 ガス吸引法 | ○適用対象：ガソリンスタンド／ベンゼンによる地下水汚染（基準の約 100 倍） ／汚染面積：500m ² 、汚染深度：7m ○適用効果：原位置封じ込め後に、エアースパーキング、土壌ガス吸引によって、 ベンゼンを不検出状態まで浄化 ○所要期間：原位置封じ込め工事は 1 ヶ月（但し、原位置封じ込め後に実施した エアースパーキング法、土壌ガス吸引法も含めると 13 ヶ月） | 4,500 万円 |

出典：「土壌汚染の未然防止等マニュアル 平成 23 年 6 月 環境省 水・大気環境局 土壌環境課」におい
て、「平成 20 年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果
平成 22 年 3 月 環境省 水・大気環境局」の巻末資料「狭隘な土地における土壌汚染対策事例」を
まとめたものを抜粋・再構成。

融資制度のご紹介

①日本政策金融公庫

環境・エネルギー対策資金 <水質汚濁関連>

○既に改正水質汚濁防止法に対応した融資制度が
準備されています。

ご融資金額：7,200万円以内

ご返済期間：15年以内

利率：1.50%～3.25%

<問い合わせ先>

・日本政策金融公庫 大分支店 国民生活事業

TEL:097-535-0331 住所:大分市都町2-1-12

・日本政策金融公庫 別府支店 国民生活事業

TEL:0977-25-1151 住所:別府市餅ヶ浜町9-1

融資制度のご紹介

②大分県中小企業向け制度資金 環境保全対策融資

○現時点で改正水質汚濁防止法には対応していません
が、改正の要望が多くあれば、要綱改正も検討される予定です。
要望があれば、ご提出ください。(次項参考)

○原則、無保証人(法人は代表者)。担保は必要に応じて要求。

ご融資金額：企業：3,500万円以内

ご返済期間：10年以内

利率：2.95%以内(特別利率2.1%+保証利率B 0.85%以内)

(保証利率は、経営状態で変動する。最大0.85%)

<問い合わせ先>

融資制度に関するもの：県経営金融支援室 金融融資班 097-506-3226

環境保全対策融資の要望について：県環境保全課 水環境班 097-506-3117

要望があれば、ご提出ください。

大分県 環境保全課 水環境班行き

FAX:097-506-1747

E-mail:a13350@pref.oita.lg.jp

大分県中小企業向け制度資金の活用について

- ① 改正水質汚濁防止法の構造基準や点検の義務に対応するために、県の中小企業向け制度資金 環境保全対策融資を利用したいとお考えです

・はい ・いいえ (いずれかを○で囲んでください。)

- ② 平成27年6月1日以降に法律で求められる構造基準を満たすため、貴事業場では総額でどれほどの融資が必要と考えられますか？
見積りや、概算施工単価の例 を参考のうえ、概算額を記載してください。

円

可能であれば、大まかな内訳を記載ください。(省略可)

{

- ③ 今後、県の融資制度の活用ができるようになった場合、お知らせが必要ですか？

・はい ・いいえ (いずれかを○で囲んでください。)

事業者名 _____

住所 _____

ご担当者お名前 _____

ご連絡先TEL: _____

ご連絡先FAX: _____

E-mailアドレス: _____

※ お知らせが必要な方は、必ず連絡先を記載してください。



ホーム > 融資制度検索コーナー > 既に事業を営んでいる方 > 中小企業のみなさま > 特別貸付制度検索 > 環境・エネルギー対策貸付 > 環境対策貸付(環境・エネルギー対策貸付) > 環境・エネルギー対策資金(水質汚濁関連)(環境・エネルギー対策貸付)

環境・エネルギー対策資金(水質汚濁関連)(環境・エネルギー対策貸付)

日本政策金融公庫 国民生活事業では、「環境・エネルギー対策資金(水質汚濁関連)(環境・エネルギー対策貸付)」のご融資を通じて、環境対策の促進を図るみなさまのお手伝いをさせていただきます。
くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。

■ 環境・エネルギー対策資金(水質汚濁関連)の概要

- 1 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する汚水または廃液(注)を排出する方
(注)カドミウムその他の人の健康にかかる被害を生ずるおそれがある物質を含むものおよび水素イオン濃度その他の水の汚染状態を示す項目に関し、生活環境にかかる被害を生ずるおそれがある程度のものをいいます。

ご利用いただける方

- 2 水質汚濁防止法第2条第8項に規定する有害物質使用特定施設若しくは第5条第3項に規定する有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする方または水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成23年法律第71号)の施行の際、現に有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設を設置している方(有害物質使用特定施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。)

水質汚濁防止設備を取得するための設備資金

| | |
|----------|--|
| 資金のお使いみち | 貸付対象設備 ・沈殿・浮上装置 ・ろ過装置 ・貯留装置 ・油水分離装置 ・洗浄・冷却装置 ・吸着処理装置 ・汚泥処理装置 ・中和装置 ・濃縮・燃焼装置 など |
|----------|--|

| | |
|-------|---------------------|
| ご融資金額 | 7, 200万円以内 |
| ご返済期間 | 15年以内 <据置期間2年以内> |
| 利率 | [特利B][特利C] |
| お取扱期間 | 平成25年3月31日まで |

- ※ お使いみち、ご返済期間、担保・保証人の有無などによって異なる利率が適用されます。
- ※ 利率は金融情勢によって変動いたしますので、お借入金利(固定)は、記載されている利率とは異なる場合がございます。
- ※ 審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。

- 環境・エネルギー対策資金(水質汚濁関連)(環境・エネルギー対策貸付)
- 環境・エネルギー対策資金(石油代替エネルギー対策貸付)
- 環境・エネルギー対策資金(省エネルギー関連)(省エネルギー関連)(環境・エネルギー対策貸付)
- 環境・エネルギー対策資金(大気汚染関連)(環境・エネルギー対策貸付)
- 環境・エネルギー対策資金(水質汚濁関連)(環境・エネルギー対策貸付)
- 環境・エネルギー対策資金(建設機械等関連)(環境・エネルギー対策貸付)
- 環境・エネルギー対策資金(低公害車関連)(環境・エネルギー対策貸付)
- 環境・エネルギー対策資金(自動車NOx・PM法関係エネルギー対策貸付)
- 環境・エネルギー対策資金(自転車製品等関連)(環境・エネルギー対策貸付)
- 環境・エネルギー対策資金(産業廃棄物関連)(環境・エネルギー対策貸付)

表 6-1 国の融資制度の例（日本政策金融公庫の融資制度例）¹⁾

| 制度・資金名 | 資金の用途 (貸付対象設備の例) | 融資限度額 (円) | 利率 (%/年) | 融資期間 (年) | 備考 |
|---------------------------|---|--------------|-------------|-------------|-----------------------------|
| 日本政策金融公庫 事業資金 融資（普通貸付） | 運転資金 | 4.8 千万 | 2.15～3.80 | 5 | 利率は、返済期間または担保・保証人の有無によって異なる |
| | 設備資金 | 4.8 千万 | 2.15～3.90 | 10 | |
| | 特定設備資金 | 7.2 千万 | 2.15～3.90 | 20 | |
| 日本政策金融公庫 セーフティネット貸付 | 運転資金 | 4.8 千万 | 2.15～3.80 | 5 | 同上 |
| | 設備資金 | 4.8 千万 | 2.15～3.90 | 15 | |
| 日本政策金融公庫 環境・エネルギー対策資金 | 水質汚濁防止設備を取得するための設備資金(沈殿・浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置、洗浄・冷却装置、中和装置、貯留装置、吸着処理装置、濃縮・燃焼装置など) | 7.2 千万 | 1.50～3.25 | 15 | 同上 |

※制度の詳細、利用の可否などについては、日本政策金融公庫への確認が必要

○地方公共団体の融資制度の例

表 6-2 に地方公共団体の環境保全、環境対策などを対象とした融資制度の例を示す。この資料は地方公共団体ホームページに掲載されている一部の融資制度の概要をとりまとめたものであり、実際の利用にあたっては、制度の詳細や適用の可否などについて、各地方公共団体に確認する必要がある。

大分県中小企業向け制度資金

一般資金（融資対象者を限定しない資金）

| 資金名 | | 融資条件 | | | | 担保等 | 申込窓口 | 指定金融機関 |
|--------------|--------|---------------------------|---------------------|---|-----------------------|---|--|---|
| | | 融資限度額 | 融資期間 | 融資利率 | 保証料率 | | | |
| 中小企業 振興資金 | 設 備 | 企業 5,000万円 組合 10,000万円 | 10年以内 (うち据置1年以内) | 基準利率 { 1年以内 1.9% 5年以内 2.2% 7年以内 2.4% 10年以内 2.6% } | 年 1.15% 以内 (保証料率A) | 原則として無保証人(ただし法人にあっては代表者を保証人とする。)、必要に応じて担保徴求 | 指定金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 (組合事業の場合) | 大分銀行 豊和銀行 大分信用金庫 大分みらい信用金庫 日田信用金庫 大分信用組合 商工中金 伊予銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行 肥後銀行 筑邦銀行 |
| | 運 転 | 企業 2,500万円 組合 6,000万円 | 10年以内 (うち据置6月以内) | | | | | |

融 資 利 率

| 融資期間 | | 1年以内 | 5年以内 | 7年以内 | 10年以内 | 15年以内 |
|------|-------|------|------|------|-------|-------|
| 一般資金 | 基準利率 | 1.9% | 2.2% | 2.4% | 2.6% | — |
| | 特別利率A | 2.1% | | | | — |
| 特別資金 | 特別利率B | 1.8% | | | 2.0% | 2.4% |
| | 特別利率C | 1.8% | 2.1% | 2.3% | 2.5% | — |

信 用 保 証

- 信用保証協会の保証付きとなります（「やさしさライフビジネス支援資金」を除く）。
- 保証料率に「以内」の表示がある場合は、中小企業の経営状況等に応じて保証料率が決定されます。

| 区 分 | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
|---------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 県 制 度 資 金 保 証 料 率 | A | 1.15% | | | | | 1.00% | 0.80% | 0.60% | 0.45% |
| | B | 0.85% | | | | | | 0.80% | 0.60% | 0.45% |
| | C | 0.75% | | | | | | | 0.60% | 0.45% |
| | D | 0.55% | | | | | | | | 0.45% |
| | E | 1.05% | | | | | | 0.90% | 0.70% | 0.50% |
| ※比較参考 信用保証協会 基準保証料率 | A～D | 1.90% | 1.75% | 1.55% | 1.35% | 1.15% | 1.00% | 0.80% | 0.60% | 0.45% |
| | E | 2.20% | 2.00% | 1.80% | 1.60% | 1.35% | 1.10% | 0.90% | 0.70% | 0.50% |

※ 表示の保証料率にかかわらず、セーフティネット保証が適用された場合の保証料率は0.7%（中小企業経営改善資金の特定中小企業者に係るものは0.3%）とします。

※ 以下については、さらに0.1%の保証料率の割引が適用される場合があります。（①②の合計で最大0.2%の割引が可能）

① 担保がある場合

② 「中小企業の会計に関する指針」を適用して財務諸表を作成したことを、公認会計士または税理士が確認している場合

そ の 他 の ご 注 意

- 全ての保証付き融資からの借換が可能です。
- 各資金ごとの条件や特別措置がある場合がありますので、詳細については申込窓口または県経営金融支援室にお問い合わせください。
- 記載事項は平成24年4月1日現在のものです、その時々事情により変更されることもありますので申込窓口で確認してください。

特別資金（県が特定の施策を推進するために融資対象者を限定し、一般資金よりも低利で設定している政策資金）

| 区分 | 資金名 | 融資対象者 | 融資条件 | | | | | 担保等 | 申込窓口 | 指定金融機関 |
|----------|-----------------|---|--|---|--|--|-----------------------------------|--------------------------------|--|---------|
| | | | 融資限度額 | 融資期間 | 融資利率 | 保証料率 | その他の条件 | | | |
| 不況対策 | 中小企業活性化資金 | 次のいずれかに該当する者 ・直近の決算期において、税引前損益又は経常損益で損失を生じ、又は損失が確定と見込まれる ・最近3か月以上の売上高が、前年同期に比し5%以上減少している ・直近の決算期において、前年に比し経常利益が10%以上減少し又は減少が確定と見込まれる ・製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない | 企業 設備・運転 8,000万円 組合 設備・運転 8,000万円 | 設備 10年以内（うち据置1年以内） 運転 10年以内（うち据置1年以内） | | 年 0.75%以内 （保証料率C） 経営改善資金の 特定中小企業者は 年 0.35% | | | 大分銀行 豊和銀行 大分信用金庫 大分みらい信用金庫 日田信用金庫 大分県信用組合 商工中金 伊予銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行 肥後銀行 筑邦銀行 | |
| | 中小企業経営改善資金 | ①特定中小企業者（国、県指定の再生手続開始申立等企業に対し売却金等を有する中小企業者） ②破綻金融機関関連中小企業者 ③特定取引中小企業者（再生手続開始申立等小規模企業者に対し取引条件の改善を行う者） ④再建中小企業者 ⑤再生支援中小企業者 | 運転 2,500万円 運転 500万円 運転 5,000万円 | 7年以内（うち据置1年以内） 10年以内（うち据置2年以内） | 特別利率B 7年以内 1.8% | | 市町村等の認定書等が必要 | | | |
| | 事業引継円滑化資金 | 経営改善が見込まれない企業などからの事業譲渡や合併等により経済的又は社会的に有用である事業や雇用を引継ぐ者 | 設備 2億円 運転 8,000万円 | 設備 15年以内（うち据置2年以内） 運転 10年以内（うち据置1年以内） | 10年以内 2.0% 15年以内 2.4% | | 引継ぐ事業は、関係者が承認した事業再生計画等に基づくものであること | | | |
| 前向きな取組支援 | 創造的企業育成支援資金 | 付加価値が相当程度向上するような経営革新を図る者 | 設備・運転 8,000万円 | 設備 10年以内（うち据置1年以内） 運転 7年以内（うち据置1年以内） | | 年 0.2% | 経営革新計画の承認が必要※1 | | | |
| | チャレンジ中小企業応援資金 | ものづくり産業特別融資 ・基礎技術（金型、成形、鍛造、鋳造、プレス加工、切削加工、熱処理、塗装及びメッキに限る。）を用いて自動車部品等の製造事業を行う者 ・半導体製造事業を行う半導体関連企業であり、基礎技術又は半導体製造工程に関する設備投資を行う者 新事業展開融資 ・新分野への進出（事業の多角化、新市場進出・新サービスの展開等）により事業の拡大及び経営の安定化を図る者 下記制度の審査通過や認定、採択を受け、研究開発や事業化を行う者 ベンチャーサポート融資 ・ビジネスプラングランプリ（一次審査通過） ・大分県トライアル発注制度 ・グッドデザイン商品創出支援事業 ・循環型環境産業創出事業 | 設備 2億円 設備・運転 5,000万円 設備・運転 5,000万円 | 設備 10年以内（うち据置1年以内） 設備 10年以内（うち据置2年以内） 運転 7年以内（うち据置2年以内） | | 年 0.35% | 新事業展開計画の承認が必要※1 | | | |
| | 地域振興等関連 | （進出企業取引促進融資）進出企業との取引関係の形成及び発展を図る者 ①観光振興対策融資）観光地域等において産業の振興に寄与する事業を行う者 （観光振興対策融資）民泊、駐車場、物品販売の店舗等の観光付帯施設を設置する者 （地域資源活用事業振興融資）地域資源を活用して県外に事業展開を図る者 （新エネルギー施設等導入融資）新エネルギー施設や省エネルギー設備、自家発電設備を導入する者 （海外展開支援融資）海外へ事業展開を図る者 （ゆとり創造融資）労働時間の短縮や職場環境の改善等のため設備投資を行う者 （環境保全対策融資）環境保全のための施設の設置及び事業場の移転を行う者 （国際規格取得支援融資）ISOやHACCPなどの国際規格の認証・承認を受けようとする者 （災害復旧融資）災害復旧を行う者（特定の災害については特別融資） （国際経済変動対策融資）国際経済変動に伴い事業運営に重大な支障を生じたため経営合理化等を図る者 | 企業 3,500万円 組合 7,000万円 | 設備 10年以内（うち据置1年以内） 運転 7年以内（うち据置1年以内） | 特別利率A（年 2.1%） 特別利率B 災害復旧融資（特別融資）は年 1.8% | 年 0.85%以内（保証料率B） 年 0.55%以内（保証料率D） | 市町村・商工会等の推薦書・証明書等が必要 | | 大分銀行 豊和銀行 大分信用金庫 大分みらい信用金庫 日田信用金庫 大分県信用組合 商工中金※2 | |
| 創業支援 | 新事業創出融資 | ①次のいずれかに該当する者 ・1月以内に新たに事業を開始 ・2月以内に新たに会社を設立し事業を開始 ・中小企業者である会社が別会社を設立 ②上記の創業者等であって、創業から1年を経過していない者 | 設備・運転 1,500万円 | | | | 事業を営んでいない個人は、借入金と同額以上の自己資金が必要 | | | |
| | 創業等支援融資 | ①事業を営んでいない個人で、次のいずれかに該当する者 ・1月以内に新たに事業を開始 ・2月以内に新たに会社を設立し事業を開始 ・事業開始後1年を経過していない ②事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後1年を経過していない者 | 設備・運転 1,000万円 | 設備 10年以内（うち据置1年以内） 運転 7年以内（うち据置1年以内） | 特別利率B 7年以内 1.8% 10年以内 2.0% | | | | | |
| | 再挑戦支援融資 | 事業を廃止した者等で、当該事業廃止又は解散から5年を経過せず、以下のいずれかに該当する者 ①事業を営んでいない個人で、次のいずれかに該当する者 ・1月以内に新たに事業を開始 ・2月以内に新たに会社を設立し事業を開始 ・事業開始後5年を経過していない ②事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年を経過していない者 | | | | | | | | |
| 特定事業者向け | 小企業資金 | 普通貸付 従業員20人以下（商業・サービス業5人以下）の小規模企業者、事業協同小組合等 個人向け無担保無保証人貸付 次の全ての要件に該当する者 ・大分県内において1年以上継続して事業を行っている。 ・融資申込前1年間に納期が到来した税額があり、当該税額を完納している。 ・信用保証協会からの無担保・無保証人保証以外の保証を受けていない。 | 設備・運転 1,250万円 | 設備 10年以内（うち据置1年以内） 運転 7年以内（うち据置6月以内） | 特別利率C 1年以内 1.8% 5年以内 2.1% 7年以内 2.3% 10年以内 2.5% | 年 1.05%以内（保証料率E） 年 0.7% | 既存の保証付き融資残高との合計が、1,250万円までに限る。 | 担保・保証人不要 | 大分銀行 豊和銀行 大分信用金庫 大分みらい信用金庫 日田信用金庫 大分県信用組合 伊予銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行 | |
| | やさしさライブビジネス支援資金 | ・女性や高齢者などの創業や雇用の場を提供する事業・福祉・環境等の社会性のある事業や過疎地域等において地域性を活かした事業を行う者 ・社会貢献度の高い事業を行うNPO法人 | 設備 500万円 運転 500万円 NPO法人つなぎ融資 1,000万円 | 設備 7年以内（うち据置1年以内） 運転 5年以内（うち据置1年以内） NPO法人つなぎ融資 1年以内 | 信用組合 短期プライムレート | — | | 担保：不要 保証人：（法人）代表者のみ（個人）1名必要 | 大分県信用組合 | 大分県信用組合 |

※1 経営革新計画、新事業展開計画については、県経営金融支援室にお問い合わせください。
※2 創業支援資金について、商工中金は指定金融機関外とする。

御不明な点は下記連絡先へお問い合わせください。

| 所轄区域 | 名称 | 住所 | 電話番号 |
|--|---------------|-----------------|--------------|
| 別府市、杵築市、日出町 | 東部保健所 | 別府市大字鶴見字下田井14-1 | 0977-67-2511 |
| 国東市、姫島村 | 東部保健所 国東保健部 | 国東市国東町安国寺786-1 | 0978-72-1127 |
| 臼杵市、津久見市 | 中部保健所 | 臼杵市大字臼杵字洲崎72-34 | 0972-62-9171 |
| 由布市 | 中部保健所 由布保健部 | 由布市庄内町柿原337-2 | 097-582-0660 |
| 佐伯市 | 南部保健所 | 佐伯市向島1-4-1 | 0972-22-0562 |
| 豊後大野市、竹田市 | 豊肥保健所 | 豊後大野市三重町市場934-2 | 0974-22-0162 |
| 日田市、玖珠町、九重町 | 西部保健所 | 日田市田島2-2-5 | 0973-23-3133 |
| 中津市、宇佐市 | 北部保健所 | 中津市中央町1-10-42 | 0979-22-2210 |
| 豊後高田市 | 北部保健所 豊後高田保健部 | 豊後高田市是永町39 | 0978-22-3165 |
| 上記区域に関わらず、日平均排水量が50㎡以上及び瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する特定施設を設置する特定事業場 | 環境保全課 | 大分市大手町3丁目1番1号 | 097-506-3117 |



※大分市内の事業場については
大分市環境対策課 (097-537-5622 (直通)) へお問い合わせ下さい。

ご静聴ありがとうございました。



終

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

年 月 日

都道府県知事
殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名 印

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

| | | | | |
|------------------|-----------------------------|---|--------|-------|
| | 工場又は事業場の名称 | | ※整理番号 | |
| | 工場又は事業場の所在地 | | ※受理年月日 | 年 月 日 |
| 第5条第1項関係 | 特定施設の種類の種類 | | ※施設番号 | |
| | 有害物質使用特定施設の該当の有無 | 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> | ※審査結果 | |
| | △特定施設の構造 | 別紙1のとおり。 | ※備考 | |
| | △特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。） | 別紙1の2のとおり。 | | |
| | △特定施設の使用の方法 | 別紙2のとおり。 | | |
| | △汚水等の処理の方法 | 別紙3のとおり。 | | |
| | △排出水の汚染状態及び量 | 別紙4のとおり。 | | |
| | △排出水の排水系統別の汚染状態及び量 | 別紙5のとおり。 | | |
| △排出水に係る用水及び排水の系統 | 別紙6のとおり。 | | | |
| 第5条第2項関係 | 有害物質使用特定施設の種類の種類 | | | |
| | △有害物質使用特定施設の構造 | 別紙7のとおり。 | | |
| | △有害物質使用特定施設の使用の方法 | 別紙8のとおり。 | | |
| | △汚水等の処理の方法 | 別紙9のとおり。 | | |
| | △特定地下浸透水の浸透の方法 | 別紙10のとおり。 | | |
| | △特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統 | 別紙11のとおり。 | | |

様式第1 (裏面)

| | | | | |
|----------|---|--|--|--|
| 第5条第3項関係 | 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別 | <input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設 | | |
| | △有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造 | 別紙12のとおり。 | | |
| | △有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備 | 別紙13のとおり。 | | |
| | △有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法 | 別紙14のとおり。 | | |
| | △施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統 | 別紙15のとおり。 | | |

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

特定施設の構造

| | | |
|-----------------|-------|-------|
| 工場又は事業場における施設番号 | | |
| 特定施設号番号及び名称 | | |
| 型 式 | | |
| 構 造 | | |
| 主 要 寸 法 | | |
| 能 力 | | |
| 配 置 | | |
| 設 置 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 工事着手予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 工事完成予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 使用開始予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| その他参考となるべき事項 | | |

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

特定施設の設備

| | | |
|-----------------|-------|-------|
| 工場又は事業場における施設番号 | | |
| 特定施設号番号及び名称 | | |
| 設 備 | | |
| 構 造 | | |
| 主 要 寸 法 | | |
| 配 置 | | |
| 設 置 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 工事着手予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 工事完成予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 使用開始予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| その他参考となるべき事項 | | |

- 備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
- 2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

特定施設の使用の方法

| | | | | | |
|----------------------------------|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 工場又は事業場における施設番号 | | | | | |
| 特定施設号番号及び名称 | | | | | |
| 設 置 場 所 | | | | | |
| 操 業 の 系 統 | | | | | |
| 使 用 時 間 間 隔 | | | | | |
| 1日当たりの使用時間 | | | | | |
| 使用の季節的変動 | | | | | |
| 原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量 | | | | | |
| 汚水等の汚染状態 | 種 類 ・ 項 目 | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 |
| | | | | | |
| 汚 水 等 の 量 (m ³ /日) | | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 |
| | | | | | |
| その他参考となるべき事項 | | | | | |

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

汚水等の処理の方法

| | | | | | | | | | |
|------------------------|----------------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| 工場又は事業場における施設番号 | | | | | | | | | |
| 処理施設の設置場所 | | | | | | | | | |
| 設置年月日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | |
| 工事着手予定年月日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | |
| 工事完成予定年月日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | |
| 使用開始予定年月日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | |
| 種類及び型式 | | | | | | | | | |
| 構造 | | | | | | | | | |
| 主要寸法 | | | | | | | | | |
| 能力 | | | | | | | | | |
| 処理の方式 | | | | | | | | | |
| 処理の系統 | | | | | | | | | |
| 集水及び導水の方法 | | | | | | | | | |
| 使用時間間隔 | | | | | | | | | |
| 1日当たりの使用時間 | | | | | | | | | |
| 使用の季節変動 | | | | | | | | | |
| 消耗資材の1日当たりの用途別使用量 | | | | | | | | | |
| 汚水等の汚染状態及び量 | 種類・項目 | 通常 | | 最大 | | 通常 | | 最大 | |
| | | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 |
| | 量(m ³ /日) | | | | | | | | |
| 残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法 | | | | | | | | | |
| 排出水の排出方法 | | | | | | | | | |
| その他参考となるべき事項 | | | | | | | | | |

- 備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
- 2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

別紙4

排水の汚染状態及び量

| | | | | | |
|-----------------------------|-------|----|----|----|----|
| 工場又は事業場における施設番号 | | | | | |
| 排水の汚染状態 | 種類・項目 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | | | | | |
| 排水の量 (m ³ /日) | | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | | | | | |
| その他参考となるべき事項 | | | | | |

備考 排水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

| | | | | | | | | | | 指定項目の別 | | | | |
|-------------|------------------|----------------|----|----------------------------|----|-----------------|-----|-----|-----------------|--------|---|--|--|--|
| 特定排水水 | 業種 その他の 区分 | 汚染状態 (mg/l) | | 水 量 (m ³ /日) | | | | | 汚濁負荷量 (kg/日) | | ※ | | | |
| | | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 | Qco | Qci | Qcj | 通常 | 最大 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | | | | | | | |
| 特定排水水以外の排水水 | 種類及び用途 | 汚染状態 (mg/l) | | 水 量 (m ³ /日) | | 汚濁負荷量 (kg/日) | | | | | | | | |
| | | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | | | | | | | |
| その他の参考事項 | | | | | | | | | | | | | | |

- 備考
- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 - 3 窒素含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qno」と、「Qci」を「Qni」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 4 リン含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qpo」と、「Qci」を「Qpi」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 5 ※印の欄には記載しないこと。

用水及び排水の系統

| | | | |
|------------------|------------|--------------|-------------------------------|
| <p>用水及び排水の系統</p> | | | |
| <p>用途別用水使用量</p> | <p>用 途</p> | <p>使 用 水</p> | <p>用水使用量(m³/日)</p> |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

別紙 7-11 (略)

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

| | | |
|--------------------------|-------|-------|
| 工場又は事業場における施設番号 | | |
| 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別 | | |
| 型 式 | | |
| 構 造 | | |
| 主 要 寸 法 | | |
| 能 力 | | |
| 配 置 | | |
| 床 面 及 び 周 囲 | | |
| 設 置 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 工事着手予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 工事完成予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 使用開始予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| その他参考となるべき事項 | | |

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

| | | |
|--------------------------|-------|-------|
| 工場又は事業場における施設番号 | | |
| 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別 | | |
| 設 備 | | |
| 構 造 | | |
| 主 要 寸 法 | | |
| 配 置 | | |
| 設 置 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 工事着手予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 工事完成予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 使用開始予定年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| その他参考となるべき事項 | | |

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

| | | |
|---|--|--|
| 工場又は事業場における施設番号 | | |
| 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別 | | |
| 設 置 場 所 | | |
| 操 業 の 系 統 | | |
| 使 用 時 間 間 隔 | | |
| 1日当たりの使用時間 | | |
| 使用の季節的変動 | | |
| 原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。) | | |
| 貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。) | | |
| その他参考となるべき事項 | | |

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

| | | | |
|---|------------|--------------|-----------------------------|
| <p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p> | | | |
| <p>用途別用水量</p> | <p>用 途</p> | <p>使 用 水</p> | <p>用水量(m³/日)</p> |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水量の欄には記載しないこと。